

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項

##### (1) 時間外・休日労働の状況

過去1か月間(平成24年10月1日から同年10月31日までの期間。)における時間外・休日労働時間(※1)について、「1か月あたり100時間を超える労働者がいた」事業所の割合は4.7%[23年調査 7.6%]、「1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた」事業所の割合は9.6%[同 9.8%]、「1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた」事業所の割合は30.6%[同 28.4%]となっている(第1表)。

第1表 過去1か月間における時間外・休日労働の状況別事業所割合(複数回答)

区分	事業所計	(単位:%)		
		1か月あたり100時間を超える労働者がいた	1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた	1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>4.7</b>	<b>9.6</b>	<b>30.6</b>
(事業所規模)				
5,000人以上	100.0	48.4	65.6	71.1
1,000～4,999人	100.0	43.9	60.4	86.6
500～999人	100.0	22.2	46.7	80.2
300～499人	100.0	20.2	33.5	73.3
100～299人	100.0	10.1	23.5	56.3
50～99人	100.0	7.3	16.1	44.7
30～49人	100.0	5.0	10.0	32.4
10～29人	100.0	3.6	7.1	25.8
平成23年	100.0	7.6	9.8	28.4
平成22年	100.0	6.0	10.0	28.2

注:「事業所計」には「1か月あたり100時間を超える労働者の有無不明」、「1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者の有無不明」及び「1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者の有無不明」が含まれる。

##### (2) 面接指導制度の認知状況

長時間労働者への医師による面接指導制度(※2)を知っている事業所の割合は58.2%[22年調査 50.6%]で22年調査より上昇している(第2表)。

第2表 長時間労働者への医師による面接指導制度の認知別事業所割合

区分	事業所計	(単位:%)		
		長時間労働者への医師による面接指導制度を知っている	長時間労働者への医師による面接指導制度を知らない	不明
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>58.2</b>	<b>41.8</b>	<b>0.0</b>
(事業所規模)				
5,000人以上	100.0	100.0	-	-
1,000～4,999人	100.0	99.0	1.0	-
500～999人	100.0	97.9	2.1	-
300～499人	100.0	95.8	4.2	-
100～299人	100.0	88.2	11.7	0.2
50～99人	100.0	79.3	20.7	0.0
30～49人	100.0	66.8	33.2	-
10～29人	100.0	50.9	49.1	0.0
平成22年	100.0	50.6	49.2	0.2
平成19年	100.0	45.6	54.4	-

**(3)時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導の実施状況**

過去6か月間(平成24年5月1日から同年10月31日までの期間。以下同じ。)に1か月あたり時間外・休日労働が100時間を超える労働者に対し医師による面接指導を実施した事業所の割合は4.3%となっており、その実施内容は「100時間を超える全ての労働者に対して実施した」が81.6%、「申し出を行った労働者に対してのみ実施した」が18.4%となっている(第3表、第1図)。

第3表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導の実施の有無及び実施内容別事業所割合 (単位: %)

区分	事業所計	実施内容				不明	実施面接指導を しなかった	不明
		面接指導を 実施した	100時間を超えて実施した	100時間を超えて実施した 申し出を行った労働者 に対してのみ実施した	不明			
平成24年 (事業所規模)	100.0	4.3	(100.0)	(81.6)	(18.4)	(0.0)	95.5	0.1
5,000人以上	100.0	58.5	(100.0)	(61.9)	(38.1)	(-)	41.5	-
1,000~4,999人	100.0	51.4	(100.0)	(82.2)	(17.8)	(-)	48.6	-
500~999人	100.0	31.6	(100.0)	(86.1)	(13.9)	(-)	68.4	-
300~499人	100.0	22.6	(100.0)	(82.6)	(17.4)	(-)	77.4	-
100~299人	100.0	13.8	(100.0)	(85.7)	(14.3)	(-)	86.2	-
50~99人	100.0	5.8	(100.0)	(81.0)	(18.9)	(0.0)	94.2	-
30~49人	100.0	3.8	(100.0)	(83.8)	(16.2)	(-)	96.1	0.1
10~29人	100.0	3.2	(100.0)	(79.7)	(20.3)	(-)	96.7	0.1

注: 「面接指導を実施しなかった」事業所には、面接指導の基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

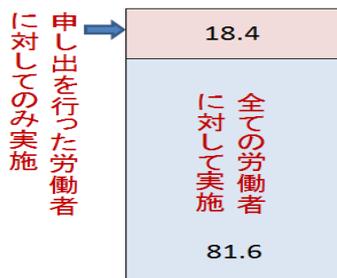
同じく医師による面接指導を実施した事業所のうち、その結果を踏まえて何らかの措置を講じた事業所(82.9%)のその措置内容(複数回答)は「時間外労働の制限」が50.8%と最も多くなっている(第4表、第2図)。

第4表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導の結果を踏まえての措置内容別事業所割合 (単位: %)

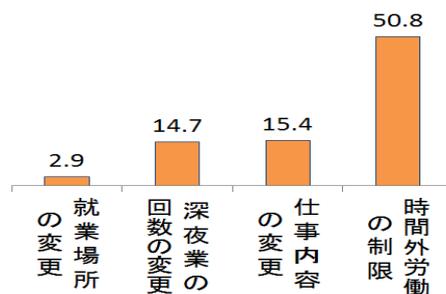
区分	面接指導を実施した事業所計	措置内容(複数回答)							講じた措置を しなかった	不明
		措置を講じた	労働時間制限	就業場の変更	仕事内容の変更	回数(※3)の 深夜業 の 変更	その他			
平成24年 (事業所規模)	[4.3]	100.0	82.9	42.1	2.4	12.7	12.2	37.3	17.1	0.0
5,000人以上	[58.5]	100.0	79.0	42.1	17.4	26.1	9.2	51.2	21.0	-
1,000~4,999人	[51.4]	100.0	83.8	61.7	11.7	25.2	11.7	36.3	16.2	-
500~999人	[31.6]	100.0	77.4	50.6	3.3	16.5	5.3	35.4	22.6	-
300~499人	[22.6]	100.0	88.7	58.3	4.9	14.0	15.6	35.5	11.3	-
100~299人	[13.8]	100.0	82.8	54.4	7.6	15.0	7.2	30.5	17.2	-
50~99人	[5.8]	100.0	84.2	52.4	5.6	34.9	31.5	16.6	15.7	0.0
30~49人	[3.8]	100.0	74.4	49.3	0.6	17.0	10.2	30.6	25.6	-
10~29人	[3.2]	100.0	84.6	31.9	-	4.9	9.6	46.0	15.4	-

注: [ ] は、全事業所のうち「面接指導を実施した事業所」の割合である。

第1図 医師による面接指導の対象者 第2図 面接指導後の改善措置(複数回答)



※面接指導を実施した事業所(4.3%) = 100.0 (単位: %)



※措置を講じた事業所(82.9%) = 100.0 (単位: %)

面接指導を実施しなかった理由(複数回答)をみると、「面接指導の対象者がいなかった(100時間超の労働者がいなかった)」が92.6%と最も多く、次いで「面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)」が12.2%となっている(第5表)。

第5表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導を実施しなかった理由別事業所割合

(単位: %)

区分	面接指導を実施しなかった事業所計	実施しなかった理由(複数回答)							
		時間超の労働者がいなかった	面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)	面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)	医師等の確保が難しかった	与えられなかった面接時間を	経費がかかりすぎる	その他(知らなかったを含む)	不明
平成24年(事業所規模)	[95.5]	100.0	92.6	12.2	0.3	0.1	0.3	8.7	0.1
5,000人以上	[41.5]	100.0	84.9	22.6	-	-	-	10.4	-
1,000~4,999人	[48.6]	100.0	88.1	20.0	0.2	-	-	0.9	-
500~999人	[68.4]	100.0	93.3	14.7	-	0.1	-	0.7	-
300~499人	[77.4]	100.0	87.7	18.2	0.4	0.5	0.0	3.1	-
100~299人	[86.2]	100.0	90.8	14.4	0.3	0.5	0.1	4.2	0.1
50~99人	[94.2]	100.0	91.1	14.7	0.1	0.1	0.0	6.1	0.0
30~49人	[96.1]	100.0	94.7	11.7	0.7	0.3	0.4	7.2	-
10~29人	[96.7]	100.0	92.5	11.8	0.3	0.1	0.3	9.7	0.2

注: [ ]は、全事業所のうち「面接指導を実施しなかった事業所」の割合である。

#### (4)時間外・休日労働が100時間以下の長時間労働者への医師による面接指導等の実施(※4)状況

過去6か月間に1か月あたり時間外・休日労働が100時間以下の労働者に対し医師による面接指導等を実施した事業所の割合は8.5%となっており、その実施内容(複数回答)は、「特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した」(41.6%)が最も多く、次いで「時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超え、100時間以下で、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導等を実施した」(28.4%)となっている(第6表)。

第6表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間以下)の面接指導等の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	面接指導等を実施した	実施内容(複数回答)					面接指導等を実施しなかった	不明
			時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超え、100時間以下で、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導等を実施した	4時間外・休日労働が1か月あたり5時間を超え、80時間以下で、必要と認められた労働者に対して医師による面接指導等を実施した	当該事業所で独自の基準を定め、基準に面接指導等を実施した	特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した	その他		
平成24年(事業所規模)	100.0	8.5	(100.0)	(28.4)	(18.8)	(27.6)	(41.6)	91.5	0.0
5,000人以上	100.0	75.4	(100.0)	(48.8)	(31.2)	(64.3)	(9.3)	24.6	-
1,000~4,999人	100.0	70.6	(100.0)	(43.2)	(39.1)	(63.3)	(9.3)	29.4	-
500~999人	100.0	52.8	(100.0)	(39.6)	(37.0)	(47.7)	(12.5)	47.2	-
300~499人	100.0	40.5	(100.0)	(42.4)	(39.4)	(49.8)	(11.6)	59.5	-
100~299人	100.0	25.0	(100.0)	(26.6)	(25.6)	(45.0)	(24.6)	74.7	0.3
50~99人	100.0	12.0	(100.0)	(26.3)	(13.9)	(36.1)	(38.1)	88.0	0.0
30~49人	100.0	6.5	(100.0)	(25.8)	(28.3)	(27.8)	(39.9)	93.5	0.0
10~29人	100.0	6.6	(100.0)	(28.3)	(13.8)	(17.9)	(51.0)	93.4	0.0

注: 「面接指導等を実施しなかった」事業所には、面接指導等の基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

## 2 メンタルヘルスケア(※5)に関する事項

### (1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者(※6)がいる事業所の割合は8.1%[23年調査9.0%]となっている(第7表)。

第7表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の有無及び労働者数階級別事業所割合

区分	事業所計	休業又は退職した労働者連続1か月以上	連続1か月以上休業又は退職した労働者数										休業又は退職した労働者連続1か月以上	不明
			1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10~29人	30人~	不明			
			(単位:%)											
平成24年 (事業所規模)	100.0	8.1	(100.0)	(69.7)	(16.0)	(6.0)	(2.5)	(1.1)	(2.1)	(2.3)	(0.3)	(-)	91.9	0.0
5,000人以上	100.0	92.3	(100.0)	(1.5)	(-)	(8.6)	(-)	(0.9)	(17.6)	(28.5)	(42.9)	(-)	7.7	-
1,000~4,999人	100.0	92.2	(100.0)	(2.8)	(5.9)	(6.8)	(6.2)	(8.3)	(18.2)	(45.7)	(6.2)	(-)	7.7	0.1
500~999人	100.0	77.0	(100.0)	(15.4)	(14.4)	(14.8)	(9.2)	(9.6)	(22.3)	(13.9)	(0.5)	(-)	23.0	0.0
300~499人	100.0	65.2	(100.0)	(30.2)	(21.7)	(20.5)	(9.1)	(4.7)	(10.4)	(3.2)	(0.2)	(-)	34.4	0.4
100~299人	100.0	39.2	(100.0)	(57.0)	(22.1)	(11.3)	(5.4)	(1.6)	(1.6)	(0.2)	(0.6)	(-)	60.7	0.1
50~99人	100.0	17.6	(100.0)	(71.9)	(20.3)	(5.1)	(1.2)	(-)	(0.2)	(1.3)	(-)	(-)	82.4	-
30~49人	100.0	10.1	(100.0)	(86.0)	(12.0)	(0.8)	(0.1)	(-)	(-)	(1.1)	(-)	(-)	89.9	0.0
10~29人	100.0	3.2	(100.0)	(87.9)	(10.0)	(1.2)	(-)	(-)	(-)	(0.9)	(-)	(-)	96.8	-
(産業)														
農業、林業(林業に限る。)	100.0	3.1	(100.0)*	(85.4)*	(9.6)*	(5.1)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	96.9	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.7	(100.0)	(55.3)	(34.0)	(4.7)	(-)	(-)	(6.0)	(-)	(-)	(-)	95.3	-
建設業	100.0	7.0	(100.0)	(78.5)	(14.5)	(4.0)	(0.1)	(1.3)	(1.0)	(0.5)	(-)	(-)	93.0	0.0
製造業	100.0	10.2	(100.0)	(62.3)	(15.8)	(6.6)	(5.4)	(1.4)	(4.3)	(3.9)	(0.3)	(-)	89.8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.8	(100.0)	(58.5)	(16.9)	(7.9)	(4.9)	(3.5)	(6.0)	(1.8)	(0.4)	(-)	71.8	1.3
情報通信業	100.0	31.2	(100.0)	(68.4)	(11.6)	(9.3)	(2.8)	(0.2)	(2.1)	(3.2)	(2.3)	(-)	68.8	-
運輸業、郵便業	100.0	7.4	(100.0)	(71.6)	(15.1)	(7.3)	(1.5)	(2.3)	(1.6)	(0.5)	(0.1)	(-)	92.6	-
卸売業、小売業	100.0	5.9	(100.0)	(84.9)	(6.6)	(2.6)	(2.0)	(0.6)	(1.1)	(2.1)	(0.1)	(-)	94.1	0.0
金融業、保険業	100.0	15.8	(100.0)	(73.5)	(12.1)	(2.9)	(2.1)	(0.9)	(2.6)	(5.7)	(0.2)	(-)	84.2	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.0	(100.0)	(62.4)	(18.9)	(16.3)	(0.6)	(0.9)	(0.9)	(0.1)	(-)	(-)	91.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.0	(100.0)	(71.3)	(12.5)	(5.7)	(3.5)	(1.5)	(3.9)	(1.2)	(0.3)	(-)	86.0	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	3.5	(100.0)	(52.7)	(40.3)	(5.3)	(0.3)	(0.9)	(0.3)	(0.2)	(-)	(-)	96.5	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.8	(100.0)	(59.3)	(33.7)	(4.0)	(1.6)	(0.6)	(-)	(0.9)	(-)	(-)	97.1	0.0
教育、学習支援業	100.0	8.2	(100.0)	(76.3)	(11.2)	(4.3)	(3.6)	(1.5)	(1.4)	(1.3)	(0.2)	(-)	91.8	-
医療、福祉	100.0	7.2	(100.0)	(55.9)	(25.7)	(10.9)	(1.3)	(2.0)	(2.3)	(1.9)	(0.1)	(-)	92.8	-
複合サービス事業	100.0	15.2	(100.0)	(71.2)	(14.3)	(10.4)	(3.2)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	(-)	(-)	84.8	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.2	(100.0)	(68.3)	(21.0)	(4.5)	(2.0)	(0.8)	(1.7)	(1.6)	(0.0)	(-)	88.8	-
平成23年	100.0	9.0	(100.0)	(67.3)	(18.2)	(5.7)	(2.8)	(1.3)	(3.0)	(1.4)	(0.4)	(-)	90.7	0.2
平成19年	100.0	7.6	(100.0)	(67.7)	(18.1)	(5.3)	(2.4)	(1.2)	(2.3)	(1.5)	(0.4)	(0.9)	92.4	-

そのうち、職場復帰した労働者がいる事業所の割合は55.0%[23年調査53.8%]となっている(第8表)。

第8表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者のうち職場復帰した労働者がいる事業所割合

区分	働又は1ヶ月以上休業又は退職した労働者連続1か月以上	復職者がいる	職場復帰した労働者の割合						復職者がいない(含む)	不明	
			10割(全員)	9割台	7~8割台	4~6割台(約半分程度)	2~3割台	1割台			
			(単位:%)								
平成24年	[8.1]	100.0	55.0	35.5	1.3	2.8	11.0	3.5	0.9	44.5	0.4
(事業所規模)											
5,000人以上	[92.3]	100.0	94.6	4.7	1.7	17.3	39.1	25.9	5.9	5.4	-
1,000~4,999人	[92.2]	100.0	95.7	10.5	7.8	17.9	34.6	20.5	4.4	4.2	0.1
500~999人	[77.0]	100.0	82.4	16.6	4.2	15.5	26.7	14.4	5.0	16.9	0.7
300~499人	[65.2]	100.0	74.9	26.9	3.6	10.0	21.9	9.7	2.6	25.1	-
100~299人	[39.2]	100.0	62.3	34.7	1.4	4.2	15.2	5.0	1.7	37.7	0.1
50~99人	[17.6]	100.0	44.8	31.6	1.4	1.5	8.6	1.4	0.3	54.0	1.2
30~49人	[10.1]	100.0	51.8	43.3	1.3	0.6	6.4	0.1	0.1	47.4	0.9
10~29人	[3.2]	100.0	48.3	39.9	-	-	6.3	2.1	-	51.7	-
平成23年	[9.0]	100.0	53.8	35.4	2.0	2.3	10.1	3.0	1.0	45.4	0.8

注:[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所」の割合である。

## (2)メンタルヘルスケアへの取組状況

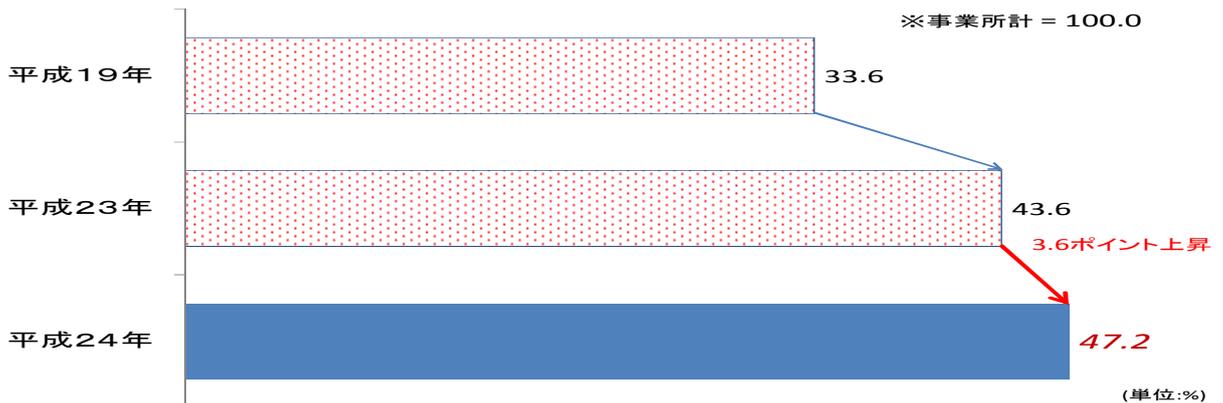
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は47.2%[23年調査43.6%]で23年調査より上昇し、事業所規模別にみると、300人以上の規模では9割を超えている。取組内容(複数回答)をみると、「労働者への教育研修・情報提供(※8)」(46.7%)が最も多く、次いで「管理監督者への教育研修・情報提供」(44.7%)、「社内のメンタルヘルスケア窓口の設置」(41.0%)となっている。(第9表、第3図)

第9表 メンタルヘルスケアの取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)																	不明	にメンタルヘルスケアに取り組んでいない					
		メンタルヘルスケアに取り組んでいる	メンタルヘルスケアに関する計画の策定と実施	メンタルヘルスケアの実施	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの教育・情報提供	評価及び改善(※10)	職場環境等の改善	社内のメンタルヘルスケア窓口の設置	社外のメンタルヘルスケア窓口の設置	メンタルヘルスケアの状況調査(※11)	労働者からの相談対応の体制整備	労働者からの相談対応	職場復帰支援プログラムの策定(※12)	職場復帰支援プログラムの実施(※13)	メンタルヘルスケアの実施(※14)	都道府県産業保健推進センターの実施(※15)			医療機関を活用したメンタルヘルスケアの実施	他の外部機関(※16)を活用したメンタルヘルスケアの実施	その他	不明	
平成24年	100.0	47.2	(100.0)	(28.9)	(15.6)	(27.8)	(46.7)	(44.7)	(19.5)	(25.8)	(30.8)	(41.0)	(27.1)	(25.8)	...	(24.6)	(5.1)	(2.9)	(14.7)	(13.8)	(6.1)	(-)	52.8	-	
(事業所規模)																									
5,000人以上	100.0	99.1	(100.0)	(66.1)	(52.3)	(75.3)	(85.4)	(84.5)	(65.4)	(54.4)	(46.0)	(89.8)	(77.1)	(57.8)	...	(81.2)	(1.4)	(1.4)	(40.8)	(37.1)	(-)	(-)	0.9	-	
1,000~4,999人	100.0	98.0	(100.0)	(63.6)	(55.0)	(64.9)	(82.7)	(84.2)	(62.2)	(39.3)	(47.2)	(85.1)	(61.3)	(59.5)	...	(76.1)	(5.2)	(5.3)	(30.8)	(35.7)	(3.4)	(-)	2.0	-	
500~999人	100.0	96.4	(100.0)	(58.2)	(37.6)	(55.3)	(72.9)	(74.0)	(49.1)	(34.1)	(38.3)	(73.9)	(51.3)	(46.5)	...	(62.9)	(6.8)	(5.6)	(26.1)	(29.9)	(3.2)	(-)	3.6	-	
300~499人	100.0	92.8	(100.0)	(50.7)	(29.7)	(47.8)	(65.2)	(65.9)	(32.6)	(23.9)	(33.4)	(63.4)	(47.0)	(39.6)	...	(48.8)	(7.9)	(6.3)	(24.9)	(23.5)	(3.7)	(-)	7.2	-	
100~299人	100.0	83.1	(100.0)	(48.0)	(23.7)	(38.9)	(55.9)	(55.7)	(26.2)	(23.6)	(29.6)	(49.3)	(30.6)	(31.1)	...	(34.7)	(6.0)	(4.3)	(19.1)	(17.0)	(3.7)	(-)	16.9	-	
50~99人	100.0	71.4	(100.0)	(45.4)	(20.4)	(33.8)	(48.4)	(49.2)	(21.9)	(29.7)	(31.7)	(43.2)	(31.3)	(28.2)	...	(28.9)	(6.1)	(4.2)	(11.9)	(15.9)	(4.0)	(-)	28.6	-	
30~49人	100.0	56.0	(100.0)	(27.4)	(12.7)	(23.6)	(48.4)	(41.3)	(12.1)	(20.0)	(30.6)	(46.0)	(28.0)	(23.5)	...	(20.3)	(7.5)	(4.3)	(14.0)	(13.8)	(4.4)	(-)	44.0	-	
10~29人	100.0	38.9	(100.0)	(21.5)	(13.2)	(24.9)	(43.5)	(41.9)	(19.6)	(26.5)	(30.6)	(36.6)	(24.2)	(24.3)	...	(22.0)	(3.9)	(1.9)	(14.4)	(12.2)	(7.5)	(-)	61.1	-	
(産業)																									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	30.2	(100.0)	(17.2)	(7.8)	(24.9)	(61.5)	(29.9)	(11.8)	(17.3)	(32.6)	(17.9)	(2.0)	(7.0)	...	(5.8)	(14.5)	(6.5)	(6.8)	(5.0)	(7.8)	(-)	69.8	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	35.4	(100.0)	(18.2)	(6.7)	(22.6)	(41.4)	(47.9)	(9.8)	(17.4)	(34.5)	(28.1)	(15.2)	(20.8)	...	(13.6)	(12.7)	(6.2)	(16.8)	(13.4)	(1.7)	(-)	64.6	-	
建設業	100.0	42.4	(100.0)	(17.1)	(9.6)	(16.0)	(42.6)	(34.6)	(8.2)	(15.6)	(28.2)	(14.3)	(14.5)	(19.6)	...	(10.8)	(8.1)	(3.7)	(7.6)	(7.8)	(9.5)	(-)	57.6	-	
製造業	100.0	42.2	(100.0)	(30.8)	(15.1)	(28.1)	(40.4)	(41.7)	(14.9)	(26.4)	(32.5)	(29.0)	(19.7)	(25.2)	...	(18.4)	(6.3)	(3.6)	(10.8)	(13.2)	(7.0)	(-)	57.8	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.2	(100.0)	(61.0)	(58.4)	(55.2)	(80.4)	(79.9)	(60.7)	(52.1)	(67.9)	(76.5)	(67.7)	(59.1)	...	(71.7)	(9.0)	(6.0)	(37.6)	(36.5)	(5.4)	(-)	9.8	-	
情報通信業	100.0	53.9	(100.0)	(27.8)	(21.6)	(34.4)	(48.8)	(43.9)	(25.3)	(33.7)	(48.1)	(39.5)	(31.1)	(25.1)	...	(34.4)	(7.3)	(4.1)	(20.8)	(15.5)	(2.3)	(-)	46.1	-	
運輸業、郵便業	100.0	58.5	(100.0)	(44.9)	(19.5)	(34.4)	(70.5)	(58.1)	(34.4)	(29.7)	(43.8)	(55.7)	(34.5)	(37.0)	...	(35.8)	(2.8)	(7.9)	(14.5)	(12.4)	(1.2)	(-)	41.5	-	
卸売業、小売業	100.0	46.3	(100.0)	(25.8)	(13.8)	(34.3)	(41.6)	(42.9)	(25.7)	(20.4)	(32.9)	(47.3)	(32.2)	(30.3)	...	(28.4)	(6.6)	(1.8)	(21.3)	(14.4)	(8.5)	(-)	53.7	-	
金融業、保険業	100.0	87.6	(100.0)	(37.4)	(33.5)	(40.1)	(61.0)	(59.5)	(30.3)	(31.0)	(32.1)	(66.3)	(46.7)	(41.2)	...	(48.2)	(3.0)	(1.4)	(21.4)	(22.7)	(2.0)	(-)	12.4	-	
不動産業、物品賃貸業	100.0	49.9	(100.0)	(24.9)	(23.5)	(33.0)	(43.1)	(42.0)	(10.5)	(27.4)	(27.0)	(41.2)	(34.6)	(33.7)	...	(23.8)	(4.0)	(3.8)	(26.5)	(14.9)	(1.8)	(-)	50.1	-	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	50.2	(100.0)	(36.6)	(14.5)	(28.8)	(46.5)	(40.8)	(21.2)	(24.7)	(35.3)	(43.7)	(30.4)	(28.9)	...	(41.6)	(9.6)	(2.1)	(12.3)	(18.6)	(4.2)	(-)	49.8	-	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.5	(100.0)	(29.5)	(14.1)	(15.8)	(36.6)	(39.5)	(10.8)	(34.8)	(26.2)	(40.6)	(24.1)	(11.6)	...	(12.0)	(3.8)	(1.8)	(10.5)	(12.6)	(4.2)	(-)	63.5	-	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	36.7	(100.0)	(16.3)	(7.7)	(24.0)	(30.0)	(44.2)	(2.2)	(15.2)	(10.6)	(43.2)	(27.7)	(22.2)	...	(15.7)	(0.6)	(0.5)	(3.4)	(4.2)	(14.0)	(-)	63.3	-	
教育、学習支援業	100.0	42.3	(100.0)	(24.1)	(9.5)	(23.8)	(41.3)	(39.4)	(12.1)	(23.9)	(25.0)	(37.7)	(17.1)	(19.2)	...	(25.2)	(0.4)	(2.9)	(12.3)	(15.3)	(7.9)	(-)	57.7	-	
医療、福祉	100.0	45.5	(100.0)	(22.4)	(5.8)	(13.0)	(53.2)	(36.5)	(14.4)	(33.2)	(17.2)	(25.2)	(9.0)	(15.8)	...	(12.8)	(3.6)	(3.5)	(10.3)	(9.8)	(6.1)	(-)	54.5	-	
複合サービス事業	100.0	76.9	(100.0)	(27.4)	(8.6)	(21.9)	(49.3)	(58.9)	(15.5)	(10.5)	(37.1)	(52.0)	(32.7)	(19.8)	...	(26.5)	(4.8)	(2.5)	(23.6)	(13.4)	(5.2)	(-)	23.1	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.4	(100.0)	(33.7)	(22.0)	(30.6)	(49.6)	(52.8)	(15.4)	(27.0)	(31.5)	(40.1)	(28.4)	(20.8)	...	(22.7)	(4.4)	(1.9)	(9.0)	(18.6)	(4.1)	(-)	45.6	-	
平成23年	100.0	43.6	(100.0)	(23.7)	(12.2)	(18.5)	(43.8)	(42.8)	(11.3)	(20.8)	...	(37.0)	(26.4)	(15.6)	...	(16.2)	(4.1)	(1.3)	(8.8)	(7.7)	(10.2)	(0.1)	56.4	0.0	
平成19年	100.0	33.6	(100.0)	(17.6)	(13.8)	(19.4)	(49.3)	(34.5)	(12.1)	(20.5)	...	...	...	...	...	(59.3)	(18.0)	(4.2)	(1.7)	(15.8)	(20.4)	(7.5)	(0.1)	66.4	-

注：取組内容は、平成19年調査及び平成23年調査と比べ一部変更になっており、比較には注意を要する。

第3図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所



メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所のうち、気をつけていることがある事業所の割合は96.2%[23年調査 95.1%]であり、その気をつけていることの内容(複数回答)は、「労働者の個人情報への配慮」が73.5%[同 66.1%]と最も多く、次いで「職場配置、人事異動等」(65.7% [同 58.3%])、「家庭・個人生活等の職場以外の問題への配慮」(42.6% [同 40.6%])となっている(第10表)。

第10表 メンタルヘルスクエアを推進するにあたって気をつけていることの内容別事業所割合

(単位: %)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	気をつけていること	気をつけていることの内容(複数回答)							気をつけていない	不明
			ルメ誤解の解消	職場配置、人事異動等	労働者の個人情報への配慮	職場配置、人事異動等	家庭・個人生活等の職場以外の問題への配慮	その他			
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	96.2	(100.0)	(34.7)	(65.7)	(73.5)	(42.6)	(5.7)	3.8	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	100.0	(100.0)	(61.1)	(87.8)	(95.7)	(54.2)	(15.7)	-	-
1,000~4,999人	[98.0]	100.0	99.7	(100.0)	(65.9)	(85.2)	(94.7)	(55.5)	(8.0)	0.3	-
500~999人	[96.4]	100.0	99.5	(100.0)	(50.7)	(83.7)	(89.8)	(49.3)	(7.1)	0.5	-
300~499人	[92.8]	100.0	97.7	(100.0)	(46.6)	(77.8)	(85.7)	(43.5)	(6.1)	2.3	-
100~299人	[83.1]	100.0	98.0	(100.0)	(43.3)	(74.4)	(79.0)	(43.8)	(4.7)	1.8	0.2
50~99人	[71.4]	100.0	96.6	(100.0)	(40.6)	(70.5)	(74.5)	(39.8)	(5.6)	3.4	-
30~49人	[56.0]	100.0	96.4	(100.0)	(34.8)	(67.8)	(73.3)	(40.4)	(3.0)	3.6	-
10~29人	[38.9]	100.0	95.7	(100.0)	(31.2)	(62.0)	(71.9)	(43.6)	(6.6)	4.3	0.0
平成23年	[43.6]	100.0	95.1	(100.0)	(36.7)	(58.3)	(66.1)	(40.6)	(7.0)	3.5	1.4
平成19年	[33.6]	100.0	95.7	(100.0)	(51.0)	(59.4)	(67.9)	(47.1)	(5.7)	4.3	0.1

注: 1) [ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。  
2) 「メンタルヘルスに関する誤解の解消」は、平成19年調査においては、「心の健康問題に関する誤解等の解消」として調査している。

メンタルヘルスクエアの専門スタッフの配置(複数回答)については、「産業医」(67.4%[19年調査 56.5%])が最も多く、次いで「衛生管理者・衛生推進者等」(46.0% [同 30.7%])となっている(第11表)。

第11表 メンタルヘルスクエアのための専門スタッフの有無及び配置状況別事業所割合

(単位: %)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	専門スタッフがいる	専門スタッフの配置(複数回答)							専門スタッフはいない	不明	
			産業医(※16)	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師(※17)	衛生管理者・衛生推進者等(※18)	カウンセラー等(※19)	その他				
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	61.8	(100.0)	(67.4)	(10.5)	(18.2)	(46.0)	(15.8)	(10.8)	38.2	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	98.7	(100.0)	(94.0)	(43.0)	(80.4)	(55.9)	(43.8)	(4.5)	1.3	-
1,000~4,999人	[98.0]	100.0	95.4	(100.0)	(88.7)	(29.4)	(66.1)	(43.8)	(44.4)	(6.3)	4.6	-
500~999人	[96.4]	100.0	90.7	(100.0)	(88.4)	(18.5)	(46.9)	(50.3)	(40.1)	(7.1)	9.3	-
300~499人	[92.8]	100.0	85.7	(100.0)	(84.5)	(12.0)	(35.7)	(51.7)	(27.2)	(7.6)	14.3	-
100~299人	[83.1]	100.0	80.8	(100.0)	(81.2)	(10.2)	(20.9)	(52.6)	(18.5)	(11.9)	19.0	0.2
50~99人	[71.4]	100.0	72.5	(100.0)	(76.1)	(6.0)	(15.5)	(55.2)	(18.4)	(8.5)	27.5	-
30~49人	[56.0]	100.0	60.1	(100.0)	(55.6)	(8.2)	(14.0)	(46.7)	(18.5)	(11.9)	39.9	-
10~29人	[38.9]	100.0	55.8	(100.0)	(64.1)	(12.3)	(18.0)	(41.1)	(12.4)	(11.2)	44.2	0.0
平成19年	[33.6]	100.0	52.0	(100.0)	(56.5)	(9.6)	(22.5)	(30.7)	(27.1)	(13.5)	48.0	0.1

注: [ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。

メンタルヘルスクエアの効果(※20)について「ある・あった」とする事業所は36.9%となっている(第12表)。

第12表 メンタルヘルスクエアの効果別事業所割合

(単位: %)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	メンタルヘルスクエアの効果			不明	
		ある・あった	ない・なかった	わからない		
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	36.9	0.8	62.3	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	81.9	-	18.1	-
1,000~4,999人	[98.0]	100.0	77.8	0.1	22.1	-
500~999人	[96.4]	100.0	68.0	0.3	31.7	-
300~499人	[92.8]	100.0	60.9	0.1	38.9	-
100~299人	[83.1]	100.0	45.9	1.2	52.8	0.2
50~99人	[71.4]	100.0	42.0	1.8	56.2	-
30~49人	[56.0]	100.0	38.2	0.8	61.1	-
10~29人	[38.9]	100.0	32.7	0.5	66.8	0.0

注: [ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。

### (3) ストレスチェックについて

ストレスチェックを実施した事業所について、ストレスチェックを実施した機会は、「定期健康診断以外の機会に実施」が 67.7%、「定期健康診断の機会に併せて実施」が 32.2%となっている（第 13 表）。

第13表 労働者のストレスチェック実施時期別事業所割合

区分	ストレスチェックの実施時期				不明
	労働者のストレスチェックを実施した事業所計		定期健康診断の機会に併せて実施	定期健康診断以外の機会に実施	
	[ ]	100.0			
平成24年 (事業所規模)	[25.8]	100.0	32.2	67.7	0.1
5,000人以上	[57.8]	100.0	59.8	40.2	-
1,000～4,999人	[59.5]	100.0	37.1	62.9	-
500～999人	[46.5]	100.0	26.9	71.9	1.2
300～499人	[39.6]	100.0	27.6	72.3	0.1
100～299人	[31.1]	100.0	25.8	74.0	0.2
50～99人	[28.2]	100.0	31.4	67.9	0.7
30～49人	[23.5]	100.0	28.0	72.0	-
10～29人	[24.3]	100.0	35.0	65.0	-

注：[ ]は、「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスチェックを実施した事業所」（メンタルヘルスケアの取組内容において「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」を選択した事業所）の割合である。

### (4) メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由及び今後の取組予定

メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由（複数回答）については、「必要性を感じない」（51.0%[23年調査 48.4%]）が最も多く、次いで「取り組み方が分からない」（31.6%[同 20.1%]）、「専門スタッフがいない」（22.4%[同 22.1%]）となっている。事業所規模別にみると、100人以上5,000人未満のすべての規模で「専門スタッフがいない」の割合が最も高くなっている。

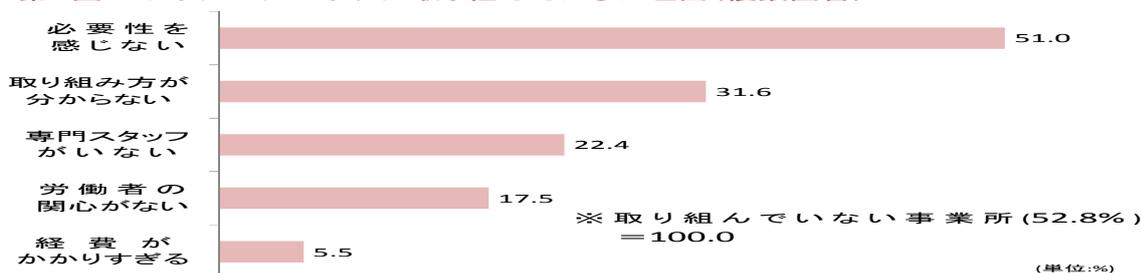
今後の取組予定としては、「予定がある」は 0.5%、「検討中」が 23.0%、「予定はない」が 76.5%となっている。（第 14 表、第 4 図）

第14表 メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由及び今後の取組予定別事業所割合

区分	取り組んでいない理由（複数回答）									今後の取組予定			
	メンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所計	取り組み方が分からない	経費がかかりすぎる	必要性を感じない	労働者の関心がない	専門スタッフがいない	その他	不明	予定がある	検討中	予定はない	不明	
平成24年 (事業所規模)	[52.8]	100.0	31.6	5.5	51.0	17.5	22.4	15.5	-	0.5	23.0	76.5	-
5,000人以上	[0.9]	100.0*	-*	-*	100.0*	-*	-*	-*	-*	-*	-*	100.0*	-*
1,000～4,999人	[2.0]	100.0*	74.8*	-*	4.8*	4.8*	86.8*	6.6*	-*	6.6*	30.6*	62.8*	-*
500～999人	[3.6]	100.0	21.2	5.7	15.1	10.4	42.1	36.5	-	7.9	74.0	18.2	-
300～499人	[7.2]	100.0	16.8	11.0	31.7	15.0	43.0	30.4	-	3.3	62.5	34.2	-
100～299人	[16.9]	100.0	24.8	7.3	33.3	13.3	34.5	24.2	-	0.5	42.0	57.5	-
50～99人	[28.6]	100.0	31.0	2.3	43.6	21.4	34.0	20.0	-	3.1	34.7	62.3	-
30～49人	[44.0]	100.0	34.5	6.0	50.0	20.6	30.6	13.9	-	1.1	27.2	71.7	-
10～29人	[61.1]	100.0	31.3	5.6	52.0	16.8	20.2	15.3	-	0.2	21.2	78.5	-
平成23年	[56.4]	100.0	20.1	5.4	48.4	15.6	22.1	26.3	0.6	...	...	...	...
平成19年	[66.4]	100.0	42.2	12.1	28.9	27.7	44.3	17.5	0.7	4.4	42.8	51.9	0.8

注：[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所」の割合である。

第4図 メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由（複数回答）



### 3 定期健康診断(※21)に関する事項

#### (1)定期健康診断の実施率

過去1年間に常用労働者に定期健康診断を実施した事業所の割合(実施率)は91.9%[23年調査91.2%]となっており、事業所規模別にみると、500人以上の規模で100%実施され、30~49人規模では96.8%、10~29人規模では89.4%となっている(第15表)。

#### (2)定期健康診断の受診率及び有所見率

過去1年間に定期健康診断を実施した事業所における常用労働者のうち、定期健康診断を受診した労働者の割合(受診率)は、81.5%となっており、そのうち、有所見者(※22)の割合(有所見率)は、41.7%となっている。

受診率について、事業所規模別にみると、30人以上のすべての規模で8割を超えている。(第15表)

第15表 定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

区 分	(単位：%)		
	事業所	常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
平成24年	91.9	81.5	41.7
(事業所規模)			
5,000人以上	100.0	87.8	45.4
1,000~ 4,999人	100.0	85.6	46.4
500~ 999人	100.0	82.6	46.8
300~ 499人	99.7	85.8	47.4
100~ 299人	99.5	83.9	45.9
50~ 99人	98.2	82.5	45.8
30~ 49人	96.8	80.9	38.0
10~ 29人	89.4	77.0	33.3
(産業)			
農業, 林業(林業に限る。)	98.2	88.7	52.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	95.4	89.6	57.6
建設業	95.1	91.6	39.4
製造業	92.9	90.6	46.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.6	63.3
情報通信業	98.8	85.2	42.8
運輸業, 郵便業	99.4	91.1	40.7
卸売業, 小売業	88.6	74.4	39.7
金融業, 保険業	99.3	87.1	41.7
不動産業, 物品賃貸業	90.5	88.4	40.0
学術研究, 専門・技術サービス業	95.3	88.7	45.5
宿泊業, 飲食サービス業	86.6	48.3	32.4
生活関連サービス業, 娯楽業	78.8	74.4	36.4
教育, 学習支援業	92.1	76.5	43.7
医療, 福祉	96.6	89.3	37.0
複合サービス事業	100.0	89.3	42.8
サービス業(他に分類されないもの)	94.0	74.8	44.3
平成23年	91.2	...	...
平成19年	86.2	81.2	39.6

注：実施率、受診率及び有所見率は次のように算出した。

$$\text{実施率 (\%)} = \frac{\text{定期健康診断を実施した事業所数}}{\text{全事業所数}} \times 100$$

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{定期健康診断を実施した事業所の常用労働者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

### (3)就業形態別定期健康診断の実施状況

過去1年間の定期健康診断の就業形態別実施状況について、正社員がいる事業所のうち、正社員を対象にした定期健康診断を実施した事業所は93.5%となっている。

また、一般社員(※23)の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は72.8%となっている。一般社員の週所定労働時間の4分の3未満、2分の1以上働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は47.8%となっている。一般社員の週所定労働時間の2分の1未満働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は33.9%となっている。

さらに、派遣労働者がいる事業所のうち、派遣労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は27.0%となっている。(第16表、第5図)

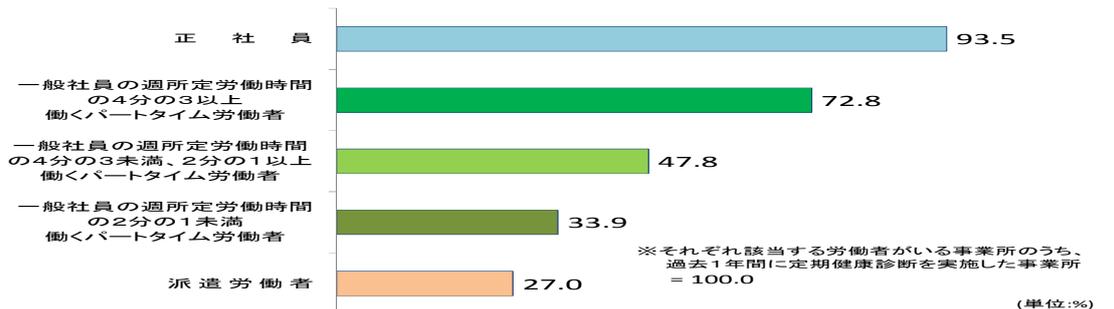
第16表 就業形態別定期健康診断の実施の有無別事業所割合

区分	事業所計	定期健康診断を実施した事業所計	正社員					契約社員					一般社員の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者				
			いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明			
平成24年(事業所規模)	100.0	91.9	96.6 (100.0)	(93.5)	(6.5)	3.4	0.0	33.2 (100.0)	(90.8)	(9.2)	66.6	0.2	55.5 (100.0)	(72.8)	(27.2)	44.2	0.3
5,000人以上	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	79.9 (100.0)	(92.9)	(7.1)	20.1	-	71.4 (100.0)	(95.9)	(4.1)	28.6	-
1,000~4,999人	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	86.3 (100.0)	(96.0)	(4.0)	13.7	-	71.6 (100.0)	(90.7)	(9.3)	28.4	-
500~999人	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	81.4 (100.0)	(95.4)	(4.6)	18.6	0.0	72.7 (100.0)	(95.0)	(5.0)	27.2	0.0
300~499人	100.0	99.7	99.4 (100.0)	(99.7)	(0.3)	0.6	-	71.5 (100.0)	(95.0)	(5.0)	28.5	-	74.1 (100.0)	(91.1)	(8.9)	25.9	-
100~299人	100.0	99.5	99.8 (100.0)	(99.5)	(0.5)	0.2	-	66.6 (100.0)	(95.5)	(4.5)	33.3	0.1	68.6 (100.0)	(92.3)	(7.7)	31.4	-
50~99人	100.0	98.2	99.8 (100.0)	(98.3)	(1.7)	0.2	-	52.0 (100.0)	(93.9)	(6.1)	47.8	0.2	68.1 (100.0)	(89.4)	(10.6)	31.9	-
30~49人	100.0	96.8	99.6 (100.0)	(96.8)	(3.2)	0.4	-	43.5 (100.0)	(93.0)	(7.0)	56.4	0.0	59.8 (100.0)	(83.5)	(16.5)	40.0	0.3
10~29人	100.0	89.4	95.3 (100.0)	(91.7)	(8.3)	4.7	0.0	25.6 (100.0)	(88.1)	(11.9)	74.1	0.3	51.7 (100.0)	(65.2)	(34.8)	47.8	0.4

(単位:%)

一般社員の週所定労働時間の2分の1以上、4分の3未満働くパートタイム労働者					一般社員の週所定労働時間の2分の1未満働くパートタイム労働者					臨時・日雇労働者					派遣労働者				
いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明				
																50.1 (100.0)	(47.8)	(52.2)	49.7
62.9 (100.0)	(56.1)	(43.9)	37.1	-	57.8 (100.0)	(40.0)	(60.0)	42.2	-	9.0 (100.0)*	(-)*	(100.0)*	91.0	-	85.2 (100.0)	(18.5)	(81.5)	14.8	-
62.1 (100.0)	(71.6)	(28.4)	37.9	-	47.4 (100.0)	(60.3)	(39.7)	52.6	-	14.9 (100.0)	(29.6)	(70.4)	85.1	-	82.6 (100.0)	(18.8)	(81.2)	17.2	0.2
64.0 (100.0)	(74.7)	(25.3)	36.0	0.0	53.0 (100.0)	(62.4)	(37.6)	46.9	0.0	10.5 (100.0)	(24.3)	(75.7)	89.5	0.0	69.8 (100.0)	(30.6)	(69.4)	30.2	0.0
59.6 (100.0)	(70.7)	(29.3)	40.3	0.0	47.7 (100.0)	(59.8)	(40.2)	52.2	0.0	9.0 (100.0)	(23.0)	(77.0)	91.0	-	65.9 (100.0)	(31.6)	(68.4)	34.1	0.0
60.8 (100.0)	(74.5)	(25.5)	39.2	-	49.1 (100.0)	(60.8)	(39.2)	50.7	0.2	7.7 (100.0)	(31.5)	(68.5)	92.0	0.3	46.9 (100.0)	(27.9)	(72.1)	52.8	0.3
58.5 (100.0)	(71.1)	(28.9)	41.4	0.1	44.3 (100.0)	(54.2)	(45.8)	54.8	0.8	6.5 (100.0)	(28.9)	(71.1)	92.6	0.8	31.2 (100.0)	(33.0)	(67.0)	68.0	0.7
53.7 (100.0)	(55.4)	(44.6)	46.3	0.0	41.7 (100.0)	(40.2)	(59.8)	58.3	0.1	7.1 (100.0)	(38.4)	(61.6)	92.9	-	20.2 (100.0)	(25.7)	(74.3)	79.8	0.0
47.4 (100.0)	(39.3)	(60.7)	52.4	0.3	39.1 (100.0)	(26.6)	(73.4)	60.7	0.3	4.7 (100.0)	(48.6)	(51.4)	95.0	0.3	6.8 (100.0)	(23.4)	(76.6)	92.9	0.3

第5図 就業形態別定期健康診断の実施状況



#### (4)定期健康診断を実施していない理由について

正社員がいる事業所のうち、過去1年間に正社員を対象とした定期健康診断を実施しなかった事業所について、定期健康診断を実施しなかった理由(複数回答)をみると、「健康診断を実施する日程や時間がとれない(とりにくい)」(43.4%)が最も多く、次いで「健康診断を実施する費用がない(費用が高額である)」(34.6%)、「健康診断を実施する適当な健診機関や医療機関がない(見つからない)」(14.3%)となっている(第17表)。

第17表 正社員に定期健康診断を実施しなかった理由別事業所割合

(単位: %)

区分	正社員に定期健康診断を実施しなかった事業所計	実施しなかった理由(複数回答)						その他
		健康診断を実施する費用がない(費用が高額である)	健康診断を実施する適当な健診機関や医療機関がない(見つからない)	健康診断を実施する日程や時間がとれない(とりにくい)	健康診断に関する事務が負担である	健康診断を実施する必要性を感じない		
平成24年(事業所規模)	[6.5] 100.0	34.6	14.3	43.4	7.6	11.2	46.6	
5,000人以上	[-]	...	...	...	...	...	...	
1,000~4,999人	[-]	...	...	...	...	...	...	
500~999人	[-]	...	...	...	...	...	...	
300~499人	[0.3] 100.0 *	89.4 *	-*	-*	89.4 *	-*	10.6 *	
100~299人	[0.5] 100.0 *	23.1 *	-*	23.2 *	-*	-*	66.8 *	
50~99人	[1.7] 100.0	7.9	3.5	53.2	63.6	-	38.4	
30~49人	[3.2] 100.0	20.5	6.8	51.8	4.3	5.9	74.4	
10~29人	[8.3] 100.0	36.6	15.3	42.5	6.3	12.0	44.5	

注: [-]は、全事業所のうち「正社員に定期健康診断を実施しなかった事業所」の割合である。

## 4 がん検診、人間ドックに関する事項

### (1)がん検診の実施状況について

過去1年間にがん検診を実施した事業所は34.3%[19年調査29.3%]となっている。

がん検診の種類(複数回答)としては、大腸がん検診(68.8%)が最も多く、次いで胃がん検診(66.0%)、乳がん検診(64.3%)となっている(第18表)。

第18表 がん検診実施の有無及び種類別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	がん検診を実施した	がん検診の種類(複数回答)							不明	がん検診を実施しなかった
			胃がん検診	肺がん検診	食道がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	その他のがん検診		
平成24年(事業所規模)	100.0	34.3 (100.0)	(66.0)	(44.1)	...	(68.8)	(64.3)	(62.0)	(23.7)	(0.3)	65.7
5,000人以上	100.0	69.5 (100.0)	(86.8)	(56.8)	...	(72.3)	(75.3)	(76.1)	(45.9)	(-)	30.5
1,000~4,999人	100.0	82.7 (100.0)	(87.4)	(54.9)	...	(84.9)	(72.2)	(71.7)	(43.1)	(-)	17.3
500~999人	100.0	68.6 (100.0)	(81.3)	(54.6)	...	(84.2)	(70.9)	(71.7)	(42.6)	(-)	31.4
300~499人	100.0	59.7 (100.0)	(75.9)	(45.4)	...	(76.4)	(70.1)	(67.2)	(36.3)	(-)	40.3
100~299人	100.0	47.8 (100.0)	(69.8)	(40.9)	...	(72.4)	(61.0)	(60.3)	(31.3)	(0.3)	52.2
50~99人	100.0	42.7 (100.0)	(66.6)	(39.9)	...	(66.6)	(64.4)	(60.8)	(23.5)	(-)	57.3
30~49人	100.0	36.7 (100.0)	(63.1)	(42.8)	...	(66.3)	(63.4)	(64.5)	(25.3)	(-)	63.3
10~29人	100.0	31.2 (100.0)	(65.6)	(45.3)	...	(69.1)	(64.6)	(61.5)	(21.9)	(0.5)	68.8
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	31.7 (100.0)	(70.3)	(46.0)	...	(66.2)	(41.8)	(42.7)	(22.8)	(-)	68.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	32.8 (100.0)	(75.8)	(35.0)	...	(63.9)	(46.0)	(49.5)	(26.0)	(-)	67.2
建設業	100.0	27.1 (100.0)	(73.1)	(53.9)	...	(75.9)	(62.0)	(59.9)	(21.1)	(-)	72.9
製造業	100.0	33.4 (100.0)	(66.3)	(39.7)	...	(70.5)	(50.9)	(49.1)	(21.8)	(-)	66.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.6 (100.0)	(82.7)	(47.2)	...	(81.6)	(50.5)	(48.4)	(33.2)	(-)	34.4
情報通信業	100.0	48.8 (100.0)	(47.2)	(36.7)	...	(66.4)	(62.6)	(63.7)	(22.1)	(6.0)	51.2
運輸業、郵便業	100.0	41.5 (100.0)	(65.5)	(39.7)	...	(89.6)	(48.5)	(45.0)	(23.1)	(0.8)	58.5
卸売業、小売業	100.0	29.4 (100.0)	(62.6)	(36.3)	...	(70.7)	(66.2)	(59.3)	(17.4)	(-)	70.6
金融業、保険業	100.0	57.3 (100.0)	(79.3)	(58.1)	...	(77.6)	(73.0)	(72.1)	(40.3)	(-)	42.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	33.7 (100.0)	(61.2)	(44.4)	...	(59.7)	(76.4)	(74.9)	(24.2)	(-)	66.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.8 (100.0)	(69.6)	(48.9)	...	(68.6)	(77.0)	(82.2)	(26.2)	(-)	56.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	27.5 (100.0)	(64.5)	(48.4)	...	(58.1)	(58.9)	(58.8)	(29.9)	(-)	72.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	30.6 (100.0)	(59.5)	(47.2)	...	(53.5)	(84.1)	(84.3)	(18.8)	(-)	69.4
教育、学習支援業	100.0	34.7 (100.0)	(70.5)	(45.5)	...	(56.5)	(53.4)	(61.0)	(18.9)	(2.3)	65.3
医療、福祉	100.0	38.4 (100.0)	(66.8)	(49.3)	...	(58.5)	(75.2)	(73.4)	(23.7)	(0.2)	61.6
複合サービス事業	100.0	56.9 (100.0)	(68.7)	(60.2)	...	(76.9)	(67.3)	(66.0)	(43.3)	(-)	43.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	38.5 (100.0)	(67.1)	(41.2)	...	(67.7)	(73.7)	(69.2)	(24.6)	(-)	61.5
平成19年	100.0	29.3 (100.0)	(60.1)	(34.6)	(15.2)	(61.7)	(55.3)	(57.4)	(8.8)	(0.4)	70.7

## (2)人間ドックの実施状況

過去1年間に人間ドックを実施した事業所は 28.1%となっている。

人間ドックの実施にあたり年齢制限を設けた事業所は、「35歳以上」(37.3%)が最も多く、次いで「40歳以上」(26.1%)、「制限なし」(22.4%)となっている。(第19表)

第19表 人間ドック実施の有無、受診者の年齢制限の有無及び年齢制限階級別事業所割合

区分	事業所計	人間ドックを実施した	受診者の年齢制限								人間ドックを実施しなかった
			制限なし	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	不明		
<b>平成24年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>28.1</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(22.4)</b>	<b>(8.8)</b>	<b>(37.3)</b>	<b>(26.1)</b>	<b>(2.5)</b>	<b>(2.8)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>71.9</b>
5,000人以上	100.0	82.4	(100.0)	(23.0)	(11.6)	(37.3)	(26.4)	(-)	(1.6)	(-)	17.6
1,000～4,999人	100.0	70.4	(100.0)	(23.0)	(13.8)	(45.2)	(17.0)	(0.5)	(0.5)	(-)	29.6
500～999人	100.0	66.3	(100.0)	(20.3)	(15.2)	(40.4)	(21.6)	(0.5)	(2.1)	(-)	33.7
300～499人	100.0	56.9	(100.0)	(22.9)	(14.8)	(36.5)	(22.7)	(0.7)	(2.3)	(-)	43.1
100～299人	100.0	45.7	(100.0)	(20.8)	(12.5)	(37.3)	(26.2)	(1.0)	(2.1)	(0.0)	54.3
50～99人	100.0	35.0	(100.0)	(26.1)	(9.0)	(34.9)	(27.0)	(1.0)	(1.9)	(-)	65.0
30～49人	100.0	30.3	(100.0)	(21.0)	(12.8)	(36.8)	(22.6)	(2.8)	(4.1)	(-)	69.7
10～29人	100.0	24.9	(100.0)	(22.3)	(7.1)	(37.9)	(27.0)	(3.0)	(2.7)	(-)	75.1
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	14.1	(100.0)	(37.4)	(1.1)	(27.5)	(24.8)	(6.5)	(2.7)	(-)	85.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	16.8	(100.0)	(41.0)	(-)	(45.1)	(11.6)	(-)	(2.3)	(-)	83.2
建設業	100.0	23.8	(100.0)	(32.3)	(10.6)	(24.5)	(27.9)	(4.1)	(0.6)	(-)	76.2
製造業	100.0	20.7	(100.0)	(29.7)	(5.4)	(37.4)	(19.9)	(2.5)	(5.0)	(0.0)	79.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.0	(100.0)	(48.8)	(1.9)	(40.5)	(7.8)	(1.0)	(-)	(-)	40.0
情報通信業	100.0	57.2	(100.0)	(13.9)	(10.5)	(46.4)	(24.6)	(0.2)	(4.5)	(-)	42.8
運輸業、郵便業	100.0	34.8	(100.0)	(17.3)	(7.9)	(57.5)	(15.5)	(0.3)	(1.6)	(-)	65.2
卸売業、小売業	100.0	29.8	(100.0)	(17.9)	(3.4)	(38.6)	(36.2)	(1.8)	(2.2)	(-)	70.2
金融業、保険業	100.0	81.0	(100.0)	(16.4)	(22.9)	(42.6)	(15.3)	(1.1)	(1.6)	(-)	19.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	35.1	(100.0)	(18.2)	(11.3)	(44.7)	(22.6)	(3.3)	(-)	(-)	64.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	40.2	(100.0)	(30.0)	(4.9)	(37.4)	(18.8)	(2.2)	(6.7)	(-)	59.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	17.5	(100.0)	(13.5)	(13.0)	(22.0)	(40.3)	(5.5)	(5.7)	(-)	82.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	19.3	(100.0)	(37.8)	(3.5)	(21.9)	(22.7)	(11.1)	(3.0)	(-)	80.7
教育、学習支援業	100.0	31.7	(100.0)	(33.8)	(3.1)	(40.5)	(17.6)	(2.5)	(2.5)	(-)	68.3
医療、福祉	100.0	11.9	(100.0)	(45.0)	(6.4)	(28.1)	(19.4)	(-)	(1.1)	(-)	88.1
複合サービス事業	100.0	73.4	(100.0)	(19.2)	(39.9)	(27.6)	(12.1)	(-)	(1.2)	(-)	26.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	29.3	(100.0)	(22.2)	(2.8)	(34.6)	(31.3)	(5.8)	(3.3)	(-)	70.7

## (3)がん検診又は人間ドックの結果の把握について

過去1年間に実施したがん検診又は人間ドックの結果を把握している事業所は 59.2%となっている(第20表)。

第20表 がん検診又は人間ドックの診断結果把握の有無別事業所割合

区分	がん検診又は人間ドックを実施した事業所計	診断結果把握の有無		
		診断結果を把握している	診断結果を把握していない	不明
<b>平成24年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>59.2</b>	<b>40.7</b>	<b>0.1</b>
5,000人以上	100.0	71.0	29.0	-
1,000～4,999人	100.0	56.4	43.4	0.2
500～999人	100.0	59.3	40.3	0.3
300～499人	100.0	60.2	39.8	-
100～299人	100.0	55.7	44.1	0.2
50～99人	100.0	66.5	33.4	0.0
30～49人	100.0	59.4	40.2	0.3
10～29人	100.0	58.2	41.7	0.1
(産業)				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	65.6	34.4	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.6	36.4	-
建設業	100.0	67.1	32.9	-
製造業	100.0	65.8	34.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.8	50.8	0.3
情報通信業	100.0	73.7	26.2	0.0
運輸業、郵便業	100.0	74.9	25.1	-
卸売業、小売業	100.0	50.1	49.7	0.2
金融業、保険業	100.0	55.9	43.5	0.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	63.0	37.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	62.5	37.5	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	45.2	54.8	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.1	44.9	-
教育、学習支援業	100.0	66.4	33.5	0.1
医療、福祉	100.0	64.3	35.7	-
複合サービス事業	100.0	55.3	44.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	60.2	39.8	0.0

5 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.8%[19年調査75.5%]となっている。

事業所規模別にみると、規模の大きい事業所ほどその割合が高く、50人以上のすべての規模で9割を超えており、10~29人規模の事業所でも77.9%となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(96.3%)が最も高く、次いで「教育、学習支援業」(94.8%)、「金融業、保険業」(94.7%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(93.2%)、「複合サービス事業」(92.7%)となっている。

受動喫煙防止対策の取組内容(単一回答)としては、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている。」(37.9%)が最も多く、次いで「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙にしている」(23.7%)となっている。なお、「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている(※24)」は13.4%となっている。

また、同取組内容(複数回答)としては、「喫煙室(※25)又は喫煙コーナー(※26)にたばこの煙を排気する装置(換気扇)等(※27)を設置している」(29.7%)が最も多く、次いで「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等(※28)を設置している」(12.8%)となっている。

(第21表)

第21表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	取組内容(単一回答)										取組内容(複数回答)										受動喫煙防止対策に取り組んでいない
		敷地内を禁煙とした事業所	禁煙室を設けた事業所	禁煙室を設けず、禁煙可能な場所を設けた事業所	禁煙室を設けず、禁煙可能な場所を設けず、禁煙可能な場所を設けた事業所																	
平成24年(事業所規模)	100.0	81.8	(100.0)	(13.4)	(37.9)	...	(23.7)	(20.2)	(1.3)	(1.5)	(1.8)	(29.7)	(12.8)	(0.8)	(0.9)	(11.4)	(2.6)	(0.9)	(8.7)	(53.4)	18.2	
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(2.2)	(15.5)	...	(79.4)	(2.9)	(-)	(-)	(-)	(71.1)	(42.9)	(20.9)	(21.3)	(36.5)	(23.9)	(11.7)	(11.1)	(9.3)	-	
1,000~4,999人	100.0	97.7	(100.0)	(12.1)	(15.6)	...	(63.6)	(7.6)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(60.6)	(40.7)	(17.3)	(11.1)	(45.5)	(20.6)	(10.6)	(9.6)	(20.8)	2.3	
500~999人	100.0	97.3	(100.0)	(12.3)	(17.0)	...	(56.6)	(13.1)	(0.6)	(0.2)	(0.3)	(58.4)	(37.7)	(10.5)	(8.1)	(31.5)	(14.0)	(6.5)	(7.5)	(20.0)	2.7	
300~499人	100.0	98.0	(100.0)	(11.8)	(21.3)	...	(49.8)	(16.6)	(0.1)	(-)	(0.5)	(52.3)	(33.3)	(4.7)	(4.5)	(25.8)	(8.8)	(3.5)	(7.0)	(26.8)	2.0	
100~299人	100.0	93.8	(100.0)	(8.5)	(28.3)	...	(43.5)	(17.7)	(0.9)	(0.5)	(0.7)	(42.6)	(26.9)	(2.9)	(2.9)	(15.4)	(5.0)	(3.0)	(8.9)	(36.9)	6.2	
50~99人	100.0	93.4	(100.0)	(11.1)	(29.9)	...	(32.9)	(23.6)	(1.1)	(0.5)	(0.9)	(35.4)	(18.7)	(1.5)	(1.2)	(15.4)	(1.6)	(2.0)	(10.5)	(40.9)	6.6	
30~49人	100.0	87.7	(100.0)	(9.4)	(37.8)	...	(24.8)	(21.9)	(1.1)	(2.2)	(2.8)	(34.0)	(15.2)	(1.4)	(1.1)	(8.7)	(1.7)	(0.5)	(11.4)	(49.0)	12.3	
10~29人	100.0	77.9	(100.0)	(15.2)	(40.4)	...	(19.7)	(19.7)	(1.5)	(1.7)	(1.9)	(26.2)	(9.6)	(0.2)	(0.5)	(10.6)	(2.6)	(0.5)	(7.8)	(58.4)	22.1	
(産業)																						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	70.4	(100.0)	(3.2)	(48.6)	...	(16.5)	(23.8)	(2.7)	(3.9)	(1.3)	(21.4)	(3.8)	(1.0)	(-)	(11.2)	(-)	(-)	(9.4)	(58.6)	29.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	59.0	(100.0)	(4.9)	(44.9)	...	(22.8)	(21.7)	(4.6)	(-)	(1.0)	(22.3)	(12.0)	(-)	(1.0)	(15.2)	(1.3)	(-)	(5.5)	(55.1)	41.0	
建設業	100.0	68.4	(100.0)	(3.4)	(53.8)	...	(21.2)	(19.1)	(0.2)	(-)	(2.3)	(28.1)	(14.2)	(0.4)	(0.5)	(9.1)	(2.2)	(0.8)	(15.1)	(46.1)	31.6	
製造業	100.0	76.0	(100.0)	(3.7)	(28.0)	...	(32.4)	(31.8)	(1.5)	(1.2)	(1.4)	(40.9)	(14.1)	(1.0)	(0.6)	(9.4)	(2.1)	(1.0)	(9.4)	(43.4)	24.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.3	(100.0)	(3.2)	(22.8)	...	(62.9)	(9.8)	(0.6)	(-)	(0.6)	(59.0)	(44.1)	(19.1)	(18.9)	(47.2)	(28.3)	(19.5)	(6.8)	(22.1)	3.7	
情報通信業	100.0	89.2	(100.0)	(10.0)	(49.2)	...	(30.7)	(9.9)	(-)	(-)	(0.1)	(27.4)	(26.3)	(2.7)	(1.8)	(11.0)	(2.0)	(1.8)	(5.7)	(56.9)	10.8	
運輸業、郵便業	100.0	90.6	(100.0)	(1.3)	(41.3)	...	(27.4)	(24.7)	(1.1)	(3.5)	(0.6)	(38.9)	(12.3)	(0.6)	(0.8)	(24.8)	(1.1)	(0.5)	(20.5)	(30.6)	9.4	
卸売業、小売業	100.0	84.4	(100.0)	(12.0)	(40.7)	...	(23.4)	(17.0)	(2.5)	(0.6)	(3.8)	(36.5)	(14.8)	(0.3)	(0.2)	(13.8)	(4.5)	(0.2)	(4.1)	(52.1)	15.6	
金融業、保険業	100.0	94.7	(100.0)	(8.0)	(35.2)	...	(33.0)	(22.8)	(0.1)	(0.7)	(0.3)	(36.0)	(20.0)	(3.8)	(5.6)	(18.1)	(5.6)	(4.9)	(5.7)	(46.7)	5.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0	89.4	(100.0)	(11.9)	(34.8)	...	(33.4)	(18.0)	(0.3)	(1.5)	(0.1)	(29.0)	(17.6)	(0.5)	(1.9)	(7.9)	(1.6)	(0.1)	(6.9)	(53.6)	10.6	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.2	(100.0)	(12.4)	(37.5)	...	(34.8)	(15.1)	(-)	(0.2)	(-)	(35.6)	(21.8)	(2.5)	(1.5)	(9.4)	(1.3)	(0.6)	(6.1)	(52.6)	6.8	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	69.5	(100.0)	(12.4)	(30.5)	...	(18.9)	(27.9)	(1.6)	(7.6)	(1.2)	(17.6)	(5.5)	(0.5)	(0.2)	(7.5)	(2.6)	(2.2)	(11.0)	(64.2)	30.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	75.1	(100.0)	(13.6)	(24.3)	...	(22.9)	(29.8)	(3.2)	(2.2)	(4.0)	(25.5)	(15.7)	(0.8)	(1.0)	(0.8)	(0.0)	(0.6)	(10.7)	(58.8)	24.9	
教育、学習支援業	100.0	94.8	(100.0)	(44.9)	(29.7)	...	(14.5)	(9.0)	(-)	(-)	(1.8)	(14.1)	(4.3)	(0.1)	(0.4)	(8.4)	(1.1)	(1.8)	(6.3)	(71.9)	5.2	
医療、福祉	100.0	89.8	(100.0)	(39.8)	(46.2)	...	(7.8)	(6.1)	(-)	(-)	(0.1)	(7.5)	(3.6)	(0.1)	(0.2)	(7.5)	(1.1)	(0.6)	(7.2)	(76.6)	10.2	
複合サービス事業	100.0	92.7	(100.0)	(5.6)	(41.3)	...	(26.8)	(26.0)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(23.5)	(9.0)	(0.3)	(0.1)	(7.0)	(1.7)	(0.5)	(7.2)	(58.8)	7.3	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.0	(100.0)	(13.5)	(36.2)	...	(25.8)	(21.3)	(1.2)	(0.1)	(1.8)	(31.8)	(14.5)	(1.0)	(2.2)	(9.4)	(1.3)	(1.9)	(9.9)	(47.3)	17.0	
平成19年	100.0	75.5	(100.0)	...	...	(24.4)	(37.0)	(50.2)	(32.5)	(6.0)	...	(19.5)	(11.3)	(1.7)	(2.4)	(8.4)	(1.8)	(0.5)	(3.0)	(0.0)	24.5	

注: 1) 取組内容(複数回答)の「無回答」は不明のものを表す。  
2) 取組内容は、平成19年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。

さらに、職場の受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は48.2%となっている。その問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が34.9%と最も多く、次いで「喫煙室を設けるスペースがない」(28.3%)、「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」(24.6%)、「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」(23.9%)、「喫煙室を設けるための資金がない」(17.2%)となっている(第22表)。

第22表 受動喫煙防止対策の問題の有無及び問題の内容別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明
			受動喫煙者への理解が得られない	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	喫煙室を設けるスペースがない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない		
平成24年 (事業所規模)	100.0	48.2	(100.0)	(24.6)	(23.9)	(34.9)	(28.3)	(17.2)	(7.4)	(2.2)	(4.4)	(7.1)	45.3	6.5
5,000人以上	100.0	68.5	(100.0)	(40.7)	(51.7)	(12.3)	(5.6)	(7.0)	(5.9)	(1.7)	(-)	(20.9)	31.5	-
1,000～4,999人	100.0	58.4	(100.0)	(36.6)	(49.4)	(23.1)	(13.4)	(6.0)	(9.7)	(0.4)	(-)	(8.7)	40.4	1.2
500～999人	100.0	55.7	(100.0)	(34.6)	(50.4)	(23.1)	(10.7)	(6.1)	(6.4)	(1.1)	(2.2)	(8.5)	41.2	3.1
300～499人	100.0	57.5	(100.0)	(30.5)	(46.6)	(26.4)	(13.9)	(11.9)	(6.9)	(2.1)	(0.2)	(5.6)	39.1	3.4
100～299人	100.0	52.3	(100.0)	(26.8)	(41.0)	(29.9)	(19.4)	(9.9)	(8.9)	(1.3)	(1.6)	(5.0)	44.2	3.5
50～99人	100.0	51.4	(100.0)	(27.8)	(33.0)	(25.6)	(28.2)	(13.4)	(8.2)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	44.4	4.2
30～49人	100.0	51.9	(100.0)	(21.9)	(34.0)	(34.6)	(27.6)	(14.8)	(7.2)	(2.2)	(2.8)	(5.3)	43.2	4.9
10～29人	100.0	46.7	(100.0)	(24.4)	(18.4)	(37.0)	(29.4)	(19.0)	(7.2)	(2.4)	(5.4)	(8.2)	46.0	7.4
(産業)														
農業、林業(林業に限る。)	100.0	48.0	(100.0)	(31.0)	(32.5)	(32.6)	(16.8)	(5.9)	(8.2)	(0.8)	(12.3)	(1.0)	45.3	6.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.1	(100.0)	(47.7)	(19.5)	(24.5)	(23.4)	(15.0)	(1.6)	(2.3)	(11.7)	(7.9)	43.1	5.8
建設業	100.0	48.6	(100.0)	(38.8)	(27.2)	(30.7)	(26.9)	(5.8)	(8.1)	(0.1)	(5.9)	(9.7)	46.2	5.2
製造業	100.0	55.0	(100.0)	(28.6)	(24.0)	(32.0)	(24.7)	(19.0)	(7.4)	(3.4)	(8.1)	(4.0)	40.4	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.3	(100.0)	(28.7)	(62.2)	(7.6)	(13.5)	(5.6)	(7.2)	(-)	(2.1)	(6.9)	49.1	10.5
情報通信業	100.0	44.3	(100.0)	(26.9)	(49.9)	(16.2)	(22.3)	(12.4)	(8.1)	(0.6)	(1.6)	(4.4)	54.5	1.2
運輸業、郵便業	100.0	59.3	(100.0)	(23.0)	(34.6)	(18.4)	(37.4)	(31.0)	(7.3)	(0.0)	(-)	(2.1)	36.2	4.5
卸売業、小売業	100.0	46.4	(100.0)	(24.3)	(23.8)	(33.1)	(24.1)	(17.2)	(5.4)	(1.2)	(4.3)	(11.9)	41.8	11.8
金融業、保険業	100.0	48.4	(100.0)	(20.8)	(36.0)	(14.0)	(31.9)	(14.6)	(15.6)	(1.3)	(1.1)	(6.0)	49.2	2.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	42.4	(100.0)	(28.3)	(21.1)	(31.4)	(27.2)	(4.3)	(7.3)	(-)	(9.3)	(3.8)	51.8	5.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.1	(100.0)	(21.9)	(31.3)	(25.1)	(30.4)	(13.5)	(7.0)	(3.2)	(5.3)	(3.9)	63.3	1.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	51.2	(100.0)	(13.2)	(5.9)	(63.4)	(33.6)	(15.7)	(5.7)	(2.2)	(0.9)	(8.4)	42.1	6.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.8	(100.0)	(27.1)	(20.7)	(56.7)	(24.9)	(22.6)	(4.0)	(6.6)	(6.3)	(0.3)	35.3	4.9
教育、学習支援業	100.0	20.6	(100.0)	(18.4)	(36.0)	(27.2)	(33.9)	(17.9)	(3.1)	(0.7)	(14.0)	(2.9)	75.4	4.0
医療、福祉	100.0	39.7	(100.0)	(23.6)	(21.9)	(35.0)	(28.2)	(14.9)	(11.8)	(6.0)	(5.8)	(5.4)	56.1	4.2
複合サービス事業	100.0	54.3	(100.0)	(23.3)	(26.2)	(24.8)	(28.1)	(18.3)	(9.1)	(3.1)	(2.3)	(7.8)	42.9	2.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	47.0	(100.0)	(24.8)	(26.5)	(23.7)	(34.4)	(17.1)	(10.9)	(2.0)	(2.3)	(9.1)	47.6	5.5
平成23年	100.0	34.4	(100.0)	(30.2)	(41.1)	(37.9)	...	(20.6)	...	...	...	(12.8)	63.6	1.9

注：問題の内容は、平成23年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。

## 6 腰痛予防対策に関する事項

腰痛予防対策に取り組んでいる事業所の割合は 40.6%となっており、産業別にみると「運輸業、郵便業」(63.3%)、「医療、福祉」(54.4%)が高くなっている。

その取組内容(複数回答)をみると、「作業方法等の改善」が 51.7%と最も多く、次いで「健康診断の実施」(48.5%)、「作業環境の改善」(31.7%)となっている。(第 23 表)

第23表 腰痛予防対策の取組の有無及び腰痛予防対策の内容別事業所割合

区分	事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)							取り組んでいない	不明	
			重量物の取扱い作業の自動化・省力化	休憩設備の確保・改善	作業環境の改善	作業方法等の改善	健康診断の実施	腰痛予防体操の実施	その他			
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>40.6</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(26.3)</b>	<b>(23.5)</b>	<b>(31.7)</b>	<b>(51.7)</b>	<b>(48.5)</b>	<b>(18.3)</b>	<b>(6.1)</b>	<b>55.6</b>	<b>3.8</b>
(事業所規模)												
5,000人以上	100.0	61.7	(100.0)	(58.4)	(36.0)	(60.9)	(73.4)	(35.2)	(37.7)	(19.9)	38.3	-
1,000～4,999人	100.0	59.9	(100.0)	(57.0)	(31.8)	(53.1)	(69.9)	(37.2)	(36.9)	(10.4)	39.6	0.5
500～999人	100.0	57.8	(100.0)	(45.6)	(29.7)	(45.1)	(59.1)	(37.1)	(34.5)	(11.5)	41.6	0.6
300～499人	100.0	63.3	(100.0)	(35.2)	(23.3)	(41.8)	(55.5)	(40.6)	(23.8)	(11.2)	34.6	2.1
100～299人	100.0	56.6	(100.0)	(30.2)	(22.9)	(34.6)	(57.9)	(39.6)	(30.8)	(14.0)	41.5	1.8
50～99人	100.0	53.2	(100.0)	(27.1)	(22.0)	(30.1)	(54.1)	(45.5)	(25.6)	(8.5)	46.1	0.7
30～49人	100.0	43.0	(100.0)	(23.2)	(25.7)	(32.6)	(58.3)	(46.8)	(16.3)	(3.8)	54.2	2.8
10～29人	100.0	37.0	(100.0)	(26.0)	(23.3)	(31.2)	(48.8)	(50.7)	(15.8)	(5.3)	58.4	4.6
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	26.8	(100.0)	(16.7)	(13.6)	(25.5)	(44.5)	(49.3)	(15.3)	(6.5)	68.8	4.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	36.3	(100.0)	(36.3)	(17.7)	(34.4)	(49.9)	(46.5)	(13.1)	(1.7)	61.2	2.5
建設業	100.0	39.6	(100.0)	(33.3)	(7.6)	(24.4)	(49.7)	(47.6)	(17.7)	(5.7)	52.1	8.3
製造業	100.0	51.6	(100.0)	(47.6)	(24.0)	(41.1)	(61.1)	(30.6)	(15.9)	(5.5)	45.8	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.1	(100.0)	(11.7)	(23.1)	(34.9)	(48.7)	(36.0)	(35.6)	(15.8)	46.1	0.8
情報通信業	100.0	19.6	(100.0)	(6.0)	(11.9)	(18.2)	(28.7)	(63.8)	(6.1)	(2.6)	76.8	3.7
運輸業、郵便業	100.0	63.3	(100.0)	(24.3)	(27.7)	(30.7)	(41.7)	(57.5)	(43.5)	(3.8)	36.1	0.7
卸売業、小売業	100.0	41.1	(100.0)	(25.1)	(28.4)	(34.1)	(60.8)	(53.9)	(9.9)	(1.9)	52.6	6.4
金融業、保険業	100.0	20.1	(100.0)	(2.1)	(19.8)	(6.8)	(12.3)	(64.5)	(15.3)	(22.4)	77.7	2.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	22.1	(100.0)	(4.8)	(12.6)	(35.1)	(34.8)	(42.8)	(33.8)	(1.7)	71.9	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	25.9	(100.0)	(14.9)	(20.8)	(23.0)	(27.4)	(42.1)	(24.2)	(14.8)	74.0	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	26.6	(100.0)	(18.5)	(30.0)	(37.2)	(54.1)	(50.8)	(1.3)	(4.9)	70.7	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.0	(100.0)	(28.6)	(7.9)	(28.2)	(58.4)	(50.5)	(11.6)	(0.2)	55.0	2.0
教育、学習支援業	100.0	14.1	(100.0)	(4.0)	(14.8)	(8.9)	(20.1)	(47.2)	(10.8)	(26.6)	83.1	2.8
医療、福祉	100.0	54.4	(100.0)	(16.2)	(28.1)	(29.8)	(46.2)	(47.2)	(29.8)	(12.3)	43.6	2.0
複合サービス事業	100.0	18.9	(100.0)	(1.0)	(14.2)	(22.3)	(18.0)	(77.3)	(7.8)	(5.9)	78.8	2.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.5	(100.0)	(18.2)	(16.5)	(21.6)	(42.9)	(54.6)	(20.9)	(13.9)	55.6	3.0
平成19年	100.0	40.1	...	...	...	...	...	...	...	...	59.9	-

注：1) 「事業所計」には腰痛対策の取組の有無不明が含まれる。  
2) 取組内容は、平成19年調査とは異なっており、比較はできない。

## 7 熱中症予防対策に関する事項

熱中症予防に暑さ指数(※32)を計測している事業所について、「暑さ指数を計測して、暑さ指数の低減に努めている(※33)」(10.0%)、「暑さ指数を計測して、労働者に通知している(※34)」(4.4%)をあわせ、暑さ指数を計測している事業所の割合は 14.4%となっている(第 24 表)。

第24表 暑さ指数の計測の有無別事業所割合

区分	事業所計	暑さ指数を計測している			計測していない	不明
		暑さ指数を計測している(①+②)	暑さ指数を計測して、暑さ指数の低減に努めている①	暑さ指数を計測して、労働者に通知している②		
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>14.4</b>	<b>10.0</b>	<b>4.4</b>	<b>81.2</b>	<b>4.4</b>
(事業所規模)						
5,000人以上	100.0	37.9	30.6	7.3	62.1	-
1,000～4,999人	100.0	36.9	29.6	7.3	62.6	0.5
500～999人	100.0	25.0	18.9	6.1	73.6	1.4
300～499人	100.0	25.9	18.3	7.6	71.7	2.4
100～299人	100.0	19.9	13.4	6.5	78.4	1.7
50～99人	100.0	17.7	12.3	5.4	81.3	1.0
30～49人	100.0	14.0	10.3	3.7	83.6	2.5
10～29人	100.0	13.4	9.2	4.2	81.1	5.4
(産業)						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	7.8	2.0	5.8	88.8	3.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	17.2	5.9	11.3	81.7	1.2
建設業	100.0	28.8	13.5	15.3	68.3	2.9
製造業	100.0	17.9	13.2	4.7	79.0	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.5	13.2	10.3	74.9	1.6
情報通信業	100.0	12.8	8.3	4.5	84.3	2.9
運輸業、郵便業	100.0	6.9	3.9	3.0	92.6	0.5
卸売業、小売業	100.0	13.2	11.0	2.2	76.9	9.9
金融業、保険業	100.0	9.3	6.7	2.6	88.6	2.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.0	5.2	3.8	87.4	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.4	8.7	3.7	87.5	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.9	8.8	2.1	85.9	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	16.1	10.5	5.6	81.9	2.0
教育、学習支援業	100.0	12.2	9.2	3.0	84.6	3.2
医療、福祉	100.0	15.1	10.0	5.1	82.8	2.1
複合サービス事業	100.0	5.9	2.5	3.4	92.9	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.6	9.4	5.2	82.0	3.4

熱中症予防対策に取り組んでいる事業所の割合は67.0%となっており、産業別にみると「電気・ガス・熱供給・水道業」(94.4%)、「農業、林業(林業に限る。)」(92.8%)、「運輸業、郵便業」(90.5%)が高くなっている。

その取組内容(複数回答)をみると、「休憩場所を整備し、飲料水等を備え付けている」が50.2%と最も多く、次いで「労働者の自覚症状の有無に関わらず、水分と塩分を摂取させている」(42.0%)、「労働者の日常の健康管理を指導している」(37.7%)となっている。(第25表)

第25表 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)														不明	
		取り組んでいる	休憩場所を整備し、飲料水等を備え付けている	作業時間の短縮を図っている	(※3)熱への順化期間を設けている	労働者の自覚症状の有無に関わらず、水分と塩分を摂取させている	良い服装・通気性の着用を促している	作業中の巡視を実施している	健康診断結果に基づき必要な措置を講じている(※3,6)	健康診断結果に基づき必要な措置を講じている(※3,6)	労働者の日常の健康管理を指導している	熱中症予防のための労働衛生教育を行っている	その他	取り組んでいない	不明		
平成24年(事業所規模)	100.0	67.0	(100.0)	(50.2)	(12.1)	(2.8)	(42.0)	(27.0)	(12.9)	(14.8)	(37.7)	(30.5)	(10.3)	29.6	3.4		
5,000人以上	100.0	90.6	(100.0)	(69.2)	(16.7)	(4.8)	(31.1)	(38.5)	(32.2)	(44.8)	(50.6)	(67.2)	(-)	9.4	-		
1,000～4,999人	100.0	82.7	(100.0)	(55.0)	(11.6)	(5.6)	(35.5)	(33.2)	(27.9)	(28.1)	(63.2)	(63.1)	(13.6)	16.7	0.6		
500～999人	100.0	78.7	(100.0)	(55.3)	(11.3)	(5.2)	(36.9)	(34.5)	(26.7)	(36.7)	(51.5)	(57.6)	(15.5)	20.7	0.5		
300～499人	100.0	79.7	(100.0)	(55.6)	(9.3)	(3.6)	(39.1)	(28.7)	(27.2)	(22.5)	(48.7)	(55.9)	(9.5)	18.3	2.0		
100～299人	100.0	80.2	(100.0)	(55.3)	(6.3)	(3.4)	(37.3)	(33.8)	(19.4)	(16.2)	(42.0)	(45.4)	(8.3)	18.4	1.4		
50～99人	100.0	77.7	(100.0)	(54.9)	(12.2)	(4.7)	(36.7)	(29.5)	(18.9)	(14.6)	(40.4)	(41.5)	(9.0)	21.6	0.8		
30～49人	100.0	70.1	(100.0)	(49.1)	(10.3)	(2.6)	(36.6)	(26.8)	(15.8)	(13.9)	(44.4)	(33.6)	(11.2)	27.0	2.9		
10～29人	100.0	63.8	(100.0)	(49.2)	(12.9)	(2.4)	(44.6)	(26.0)	(10.3)	(14.7)	(35.0)	(26.2)	(10.4)	32.2	4.0		
(産業)																	
農業、林業(林業に限る。)	100.0	92.8	(100.0)	(30.3)	(27.5)	(1.4)	(62.6)	(16.1)	(30.3)	(8.3)	(48.0)	(66.0)	(8.2)	5.5	1.7		
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.0	(100.0)	(52.4)	(12.9)	(5.7)	(57.3)	(17.6)	(18.4)	(10.4)	(36.7)	(37.8)	(7.0)	17.7	2.3		
建設業	100.0	89.2	(100.0)	(54.0)	(21.6)	(5.5)	(72.0)	(27.6)	(24.7)	(15.0)	(37.9)	(55.9)	(6.8)	6.1	4.7		
製造業	100.0	75.0	(100.0)	(64.6)	(9.9)	(3.3)	(41.7)	(25.4)	(21.4)	(9.8)	(29.7)	(28.5)	(11.9)	21.7	3.3		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.4	(100.0)	(38.5)	(25.9)	(7.5)	(53.1)	(24.3)	(31.4)	(27.2)	(65.9)	(72.6)	(7.4)	4.7	0.8		
情報通信業	100.0	44.7	(100.0)	(34.6)	(2.1)	(0.2)	(17.6)	(44.3)	(1.8)	(15.4)	(37.1)	(21.8)	(6.6)	51.1	4.2		
運輸業、郵便業	100.0	90.5	(100.0)	(46.1)	(10.7)	(5.4)	(44.5)	(27.5)	(16.0)	(25.3)	(56.8)	(43.8)	(13.1)	9.4	0.1		
卸売業、小売業	100.0	61.8	(100.0)	(52.2)	(15.1)	(0.4)	(44.2)	(24.3)	(6.5)	(12.8)	(36.3)	(19.8)	(5.5)	34.0	4.3		
金融業、保険業	100.0	59.2	(100.0)	(20.1)	(7.8)	(1.2)	(13.0)	(39.0)	(2.0)	(13.9)	(54.6)	(30.6)	(9.1)	37.9	2.9		
不動産業、物品賃貸業	100.0	54.9	(100.0)	(36.2)	(11.1)	(0.4)	(38.7)	(36.8)	(9.4)	(7.9)	(45.0)	(30.3)	(9.0)	38.0	7.1		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	52.2	(100.0)	(44.4)	(4.1)	(1.2)	(29.8)	(36.4)	(11.4)	(13.1)	(36.9)	(28.9)	(15.3)	47.5	0.3		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	51.7	(100.0)	(33.5)	(13.4)	(5.0)	(40.6)	(26.0)	(10.1)	(11.6)	(36.1)	(21.8)	(14.3)	44.0	4.2		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	63.3	(100.0)	(59.3)	(10.1)	(2.9)	(33.7)	(20.3)	(14.6)	(13.1)	(23.8)	(17.7)	(11.3)	34.1	2.5		
教育、学習支援業	100.0	57.3	(100.0)	(49.1)	(6.1)	(3.5)	(17.3)	(29.1)	(4.5)	(7.1)	(32.1)	(17.1)	(10.2)	39.0	3.7		
医療、福祉	100.0	67.7	(100.0)	(52.7)	(5.8)	(1.8)	(29.4)	(24.9)	(5.4)	(19.1)	(35.9)	(28.6)	(16.8)	30.1	2.2		
複合サービス事業	100.0	68.2	(100.0)	(23.4)	(3.3)	(1.2)	(15.9)	(37.0)	(3.8)	(15.8)	(40.9)	(29.7)	(15.4)	31.2	0.6		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	74.0	(100.0)	(52.3)	(11.4)	(2.5)	(46.9)	(30.7)	(17.8)	(22.4)	(37.9)	(43.1)	(8.4)	23.2	2.8		

## 8 労働者の健康管理対策として重要な課題

労働者の健康管理対策の重要課題(5つ以内の複数回答)は、「定期健康診断の完全実施」(54.7%[19年調査 69.3%])が最も多く、次いで「定期健康診断の事後措置」(40.0%[同 47.3%])、「職場環境の整備」(37.5%[同 30.2%])となっている(第26表)。

第26表 労働者の健康管理対策の重要課題別事業所割合

区分	事業所計	労働者の健康管理対策の重要課題(5つ以内の複数回答)																	不明	
		重要課題がある	定期健康診断の完全実施	定期健康診断の事後措置	特殊健康診断(※3,7)の完全実施	特殊健康診断の事後措置	がん検診の実施、充実	人間ドックの実施、充実	長時間労働者に対する面接指導	長時間労働者に対する面接指導	職場環境の整備	体力強化対策	健康教育、相談指導	衛生管理者等に對する教育	メンタルヘルスケア	中高年労働者に対する健康対策	職場の受動喫煙対策	腰痛対策	その他	不明
平成24年(事業所規模)	100.0	96.1	54.7	40.0	6.1	2.3	15.7	18.6	7.6	1.4	37.5	6.5	15.5	6.1	27.8	22.1	10.7	12.5	3.3	3.9
5,000人以上	100.0	100.0	47.6	42.6	8.8	8.0	5.1	9.9	36.0	5.8	22.5	11.5	35.1	7.0	74.9	32.5	18.9	3.3	7.4	-
1,000～4,999人	100.0	99.4	48.4	59.7	15.7	12.8	13.3	9.8	47.1	5.7	28.5	5.2	29.5	4.6	80.0	13.0	22.4	4.7	1.6	0.6
500～999人	100.0	99.3	56.3	60.4	18.0	12.1	10.9	15.9	36.0	4.1	31.2	4.5	24.0	6.7	77.0	15.8	13.5	5.9	1.9	0.7
300～499人	100.0	97.6	50.8	51.5	14.4	9.0	12.8	19.9	30.9	4.1	34.3	6.3	24.6	4.0	65.6	17.9	10.8	8.6	2.4	2.4
100～299人	100.0	98.0	55.0	54.4	10.9	7.4	12.4	15.2	25.8	2.9	36.6	4.4	23.7	6.6	48.7	19.5	10.0	10.7	2.5	2.0
50～99人	100.0	99.0	56.0	52.6	5.5	4.0	12.9	18.5	14.4	2.2	40.1	7.8	23.0	10.0	41.7	14.3	13.1	2.3	1.0	
30～49人	100.0	95.9	55.9	48.1	5.5	3.2	16.7	17.3	10.7	2.4	36.3	6.4	17.6	7.9	31.9	22.8	11.5	14.6	2.0	4.1
10～29人	100.0	95.6	54.3	35.4	5.8	1.5	16.1	19.1	4.3	0.9	37.6	6.5	13.4	5.2	22.9	22.6	10.2	12.2	3.7	4.4
(産業)																				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	94.8	55.6	49.4	36.8	23.3	16.3	16.5	-	2.1	25.0	2.9	21.9	9.3	11.1	28.6	9.2	6.4	-	5.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	97.5	54.6	50.0	10.4	6.4	15.3	14.2	3.2	0.2	33.1	3.3	18.1	2.2	16.1	30.1	15.6	6.9	3.5	2.5
建設業	100.0	97.1	57.7	39.3	7.9	3.6	10.3	13.0	6.6	1.5	31.2	9.0	14.5	7.3	16.8	22.3	15.9	14.3	1.3	2.9
製造業	100.0	96.0	55.3	41.5	12.6	7.6	14.1	13.2	7.3	1.5	40.3	5.5	12.8	6.2	20.2	21.8	12.5	11.4	2.8	4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.4	49.8	54.5	14.0	10.4	11.6	8.0	39.2	4.2	20.4	5.8	33.8	1.7	17.0	14.7	18.7	1.7	2.0	2.6
情報通信業	100.0	93.6	53.5	42.0	4.2	1.0	17.7	28.4	23.3	5.7	35.4	16.7	19.5	0.8	40.8	12.2	8.9	2.3	1.7	6.4
運輸業、郵便業	100.0	98.4	63.2	52.7	8.0	1.1	18.7	22.2	12.1	0.3	30.1	3.5	12.5	8.2	27.3	32.7	21.7	18.6	0.7	1.6
卸売業、小売業	100.0	98.4	54.8	40.6	7.2	1.1	16.8	23.0	7.1	1.4	38.0	5.4	19.1	3.8	34.5	25.6	7.1	10.3	2.9	1.6
金融業、保険業	100.0	95.4	48.3	48.8	2.7	1.2	27.3	33.5	16.1	2.2	31.9	6.3	13.9	5.4	60.7	14.5	12.6	1.2	1.6	4.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	95.0	60.9	33.0	3.3	1.8	11.5	18.1	9.9	1.1	28.2	8.7	14.6	4.6	25.6	20.5	6.7	7.0	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	94.1	59.2	31.3	5.8	5.1	14.5	18.8	13.7	1.8	28.7	5.8	11.9	4.1	32.0	15.3	13.2	5.6	0.4	5.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	93.6	48.1	32.1	0.5	0.0	10.1	13.6	3.6	0.7	42.5	5.4	13.5	8.2	16.9	19.3	6.4	8.5	8.6	6.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	94.6	52.6	31.9	4.1	0.7	9.0	14.2	6.0	0.0	46.0	7.7	12.2	10.2	20.8	16.2	11.7	16.1	3.0	5.4
教育、学習支援業	100.0	92.0	50.5	37.7	1.7	0.7	14.9	19.8	6.4	1.2	37.3	9.9	21.4	5.8	34.1	12.7	10.6	6.0	5.6	8.0
医療、福祉	100.0	95.6	55.7	38.3	2.4	0.9	25.2	17.4	2.2	2.0	44.5	9.4	14.3	5.4	25.8	18.6	9.1	32.3	2.4	4.4
複合サービス事業	100.0	92.8	41.8	42.1	5.9	2.9	23.4	31.1	5.6	3.5	28.8	5.2	20.3	6.4	48.5	15.8	15.8	1.4	1.7	7.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95.4	58.1	43.6	5.7	3.8	12.0	16.1	9.2	1.0	30.6	5.5	17.3	9.7	28.5	28.9	12.6	9.0	3.8	4.6
平成19年	100.0	98.4	69.3	47.3	6.9	4.4	23.3	27.8	11.9	2.2	30.2	8.0	21.4	6.2	28.9	22.3	19.1	10.5	3.8	1.6

注：1)「THP」は、「トータル・ヘルスプロモーション・プラン」の略である。  
2)「不明」については、平成19年には「重要課題なし又は不明」と表記していたが、未記入を表すものであることから、今回「不明」に変更した。

【労働者調査】

1 精神的ストレス等に関する事項

(1)仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて「相談できる人がいる」とする労働者の割合は90.0%[19年調査89.7%]となっており、女性(93.4%)の方が男性(87.2%)より高くなっている。

「相談できる人がいる」労働者が挙げた相談相手(複数回答)は、「家族・友人」(86.7%)が最も多く、次いで「上司・同僚」(73.5%)となっている。(第27表)

第27表 相談できる人の有無及び相談相手別労働者割合

区分	労働者計	相談相手(複数回答)										不明	
		相談できる人がいる	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業の医師以外	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他	人は相談できない		
平成24年	100.0	90.0	(100.0)	(73.5)	(86.7)	(8.3)	(5.2)	(4.8)	(2.5)	(4.3)	(4.7)	10.0	-
男性	100.0	87.2	(100.0)	(74.8)	(82.8)	(11.0)	(6.1)	(5.2)	(3.0)	(4.7)	(4.5)	12.8	-
女性	100.0	93.4	(100.0)	(72.0)	(91.3)	(5.2)	(4.2)	(4.4)	(2.0)	(3.9)	(4.9)	6.6	-
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	94.3	(100.0)	(71.2)	(97.1)	(0.6)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.3)	5.7	-
20～29歳	100.0	94.0	(100.0)	(73.3)	(93.6)	(4.0)	(3.0)	(2.2)	(1.3)	(3.9)	(4.5)	6.0	-
30～39歳	100.0	92.9	(100.0)	(79.0)	(90.5)	(7.5)	(2.9)	(3.1)	(1.9)	(3.5)	(2.4)	7.1	-
40～49歳	100.0	90.8	(100.0)	(73.7)	(83.0)	(10.4)	(5.3)	(5.3)	(1.7)	(4.3)	(4.1)	9.2	-
50～59歳	100.0	86.4	(100.0)	(69.5)	(83.3)	(10.3)	(7.3)	(7.9)	(4.6)	(5.3)	(6.6)	13.6	-
60～64歳	100.0	78.7	(100.0)	(63.8)	(76.8)	(8.3)	(5.5)	(6.6)	(2.5)	(2.1)	(6.4)	21.3	-
65歳以上	100.0	71.7	(100.0)	(56.0)	(67.0)	(16.4)	(40.4)	(16.8)	(16.1)	(16.2)	(25.7)	28.3	-
平成19年	100.0	89.7	(100.0)	(65.5)	(85.6)	(3.3)	(2.7)	(2.1)	(0.8)	(1.5)	(2.9)	8.8	1.4

また、相談の有無について、「実際に相談した人がいる」労働者の割合は73.8%となっており、実際に相談した相手(複数回答)としては「家族・友人」が82.1%と最も多く、次いで「上司・同僚」(66.9%)となっている(第28表)。

第28表 ストレスを実際に相談した人の有無及び相談相手別労働者割合

区分	労働者計	実際に相談した人がいる	実際に相談した相手(複数回答)									実際には相談しなかった
			上司・同僚	家族・友人	産業医	産業の医師以外	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
平成24年	100.0	73.8	(100.0)	(66.9)	(82.1)	(3.2)	(3.9)	(3.0)	(1.2)	(2.4)	(3.7)	26.2
男性	100.0	65.8	(100.0)	(67.2)	(76.9)	(4.1)	(4.6)	(2.9)	(0.9)	(1.9)	(3.3)	34.2
女性	100.0	83.7	(100.0)	(66.6)	(87.3)	(2.2)	(3.1)	(3.1)	(1.5)	(2.8)	(4.1)	16.3
(年齢階級)												
20歳未満	100.0	87.1	(100.0)	(67.2)	(95.1)	(-)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.8)	12.9
20～29歳	100.0	78.9	(100.0)	(67.4)	(88.0)	(0.9)	(1.9)	(1.1)	(0.5)	(1.9)	(3.9)	21.1
30～39歳	100.0	79.1	(100.0)	(72.5)	(86.1)	(1.5)	(1.6)	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(1.8)	20.9
40～49歳	100.0	74.7	(100.0)	(69.5)	(77.6)	(3.4)	(3.7)	(3.5)	(0.1)	(1.5)	(3.0)	25.3
50～59歳	100.0	67.4	(100.0)	(58.5)	(79.8)	(6.0)	(5.3)	(4.3)	(2.0)	(3.2)	(5.8)	32.6
60～64歳	100.0	53.0	(100.0)	(48.7)	(72.0)	(4.4)	(4.0)	(5.8)	(1.7)	(1.4)	(3.6)	47.0
65歳以上	100.0	59.8	(100.0)	(55.7)	(60.7)	(19.6)	(44.5)	(20.1)	(19.3)	(19.3)	(22.3)	40.2
平成19年	100.0	70.1	(100.0)	(62.1)	(80.9)	(1.2)	(2.1)	(1.3)	(0.3)	(0.9)	(2.1)	29.9

注：平成19年の「実際に相談した人はいない」には、「相談できる人はいない」が含まれる。

さらに、「実際に相談したことのある」労働者について、不安、悩み、ストレスが解消されたかどうかを問うたところ、「解消された」が 33.0%、「解消されなかったが、気が楽になった」が 61.1%となっている(第 29 表)。

第29表 相談したことによる不安、悩み、ストレスの解消状況別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	実際に相談したことがある		解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	不明
平成24年	100.0	73.8	(100.0)	(33.0)	(61.1)	(6.0)	(-)
男性	100.0	65.8	(100.0)	(34.6)	(58.8)	(6.6)	(-)
女性	100.0	83.7	(100.0)	(31.4)	(63.3)	(5.3)	(-)
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	87.1	(100.0)	(57.2)	(42.8)	(-)	(-)
20～29歳	100.0	78.9	(100.0)	(36.2)	(59.2)	(4.6)	(-)
30～39歳	100.0	79.1	(100.0)	(30.9)	(62.2)	(6.8)	(-)
40～49歳	100.0	74.7	(100.0)	(31.1)	(62.9)	(6.0)	(-)
50～59歳	100.0	67.4	(100.0)	(29.9)	(65.6)	(4.6)	(-)
60～64歳	100.0	53.0	(100.0)	(45.2)	(51.8)	(3.0)	(-)
65歳以上	100.0	59.8	(100.0)	(49.3)	(24.7)	(25.9)	(-)
平成19年	100.0	70.1	(100.0)	(28.7)	(64.8)	(4.7)	(1.8)

## (2)仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス

現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 60.9%[19 年調査 58.0%]となっている。また、強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄の内容(3つ以内の複数回答)をみると、「職場の人間関係の問題」(41.3%[同 38.4%])が最も多く、次いで「仕事の質の問題」(33.1%[同 34.8%])、「仕事の量の問題」(30.3%[同 30.6%])となっている(第 30 表)。

第30表 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	強い不安、悩み、ストレスがある	強い不安、悩み、ストレスの内容(3つ以内の複数回答)											強い不安、悩み、ストレスがない	不明		
			仕事の質の問題	仕事の量の問題	仕事への適性の問題	職場の人間関係の問題	昇進、昇給の問題	配置転換の問題	雇用の安定性の問題	会社の将来性の問題	定年後の仕事、問題	事故や災害の経験	その他			不明	
平成24年	100.0	60.9	(100.0)	(33.1)	(30.3)	(20.3)	(41.3)	(18.9)	(8.6)	(15.5)	(22.8)	(21.1)	(2.1)	(8.2)	-	39.1	-
男性	100.0	60.1	(100.0)	(34.9)	(33.0)	(19.6)	(35.2)	(23.2)	(8.7)	(12.8)	(29.1)	(22.4)	(2.3)	(6.0)	-	39.9	-
女性	100.0	61.9	(100.0)	(30.9)	(27.0)	(21.0)	(48.6)	(13.7)	(8.3)	(18.7)	(15.0)	(19.6)	(1.9)	(11.0)	-	38.1	-
(就業形態)																	
正社員	100.0	64.1	(100.0)	(35.0)	(32.9)	(20.8)	(37.9)	(21.3)	(10.1)	(9.7)	(26.5)	(21.4)	(1.9)	(7.7)	-	35.9	-
契約社員	100.0	62.7	(100.0)	(26.4)	(25.8)	(21.2)	(40.4)	(18.7)	(2.2)	(44.2)	(12.0)	(29.4)	(4.2)	(8.5)	-	37.3	-
パートタイム労働者	100.0	45.3	(100.0)	(28.1)	(20.5)	(13.6)	(64.1)	(6.2)	(5.7)	(20.6)	(10.5)	(13.6)	(1.7)	(11.0)	-	54.7	-
派遣労働者	100.0	68.1	(100.0)	(27.1)	(13.0)	(35.7)	(37.3)	(9.6)	(0.0)	(60.4)	(3.8)	(15.7)	(1.7)	(7.1)	-	31.9	-
臨時・日雇労働者	100.0	48.6	(100.0)	(-)	(31.3)	(25.5)	(41.8)	(0.2)	(1.0)	(34.7)	(37.8)	(34.0)	(8.4)	(26.7)	-	51.4	-
平成19年	100.0	58.0	(100.0)	(34.8)	(30.6)	(22.5)	(38.4)	(21.2)	(8.1)	(12.8)	(22.7)	(21.2)	(2.3)	(9.3)	(0.1)	41.2	0.8

## 2 定期健康診断に関する事項

過去1年間に会社が実施する定期健康診断を受診した労働者の割合は88.5%[19年調査86.9%]となっており、そのうち「検査結果の通知を受けた」が87.6%、更に「所見ありと通知された」が36.2%となっている(第31表)。

第31表 定期健康診断受診の有無及び検査の通知状況別労働者割合

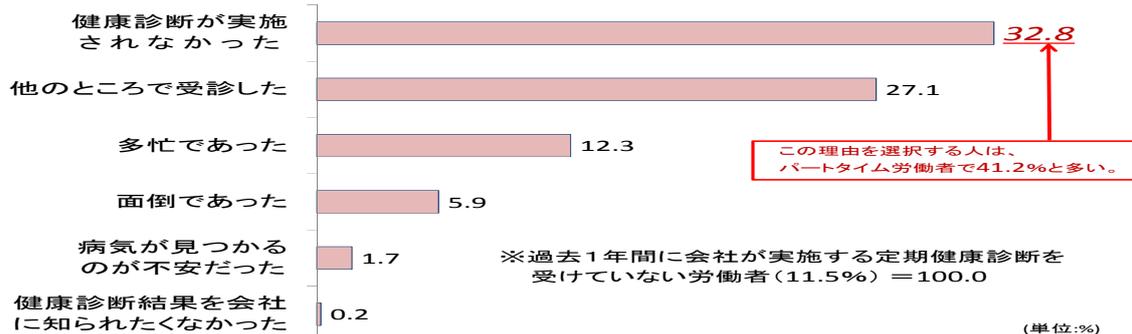
区分	労働者計	定期健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた			検査結果の通知を受けていない	定期健康診断を受けていない
			検査結果の通知を受けた	所見ありと通知された	所見なしと通知された		
平成24年 (年齢階級)	100.0	88.5	87.6	36.2	51.5	0.8	11.5
20歳未満	100.0	70.2	68.6	3.6	65.0	1.6	29.8
20～29歳	100.0	80.3	78.9	14.6	64.4	1.4	19.7
30～39歳	100.0	89.2	88.5	27.1	61.4	0.7	10.8
40～49歳	100.0	92.6	91.9	45.3	46.6	0.7	7.4
50～59歳	100.0	92.6	91.8	54.3	37.5	0.8	7.4
60歳以上	100.0	83.2	82.4	47.3	35.1	0.8	16.8
60～64歳	100.0	86.3	85.8	50.1	35.7	0.5	13.7
65歳以上	100.0	76.5	75.3	41.5	33.8	1.2	23.5
男性	100.0	92.4	91.4	43.9	47.5	1.0	7.6
女性	100.0	83.6	83.0	26.6	56.4	0.6	16.4
(就業形態)							
正社員	100.0	94.9	94.2	40.0	54.2	0.8	5.1
契約社員	100.0	92.7	90.7	37.4	53.2	2.0	7.3
パートタイム労働者	100.0	58.9	58.7	20.1	38.6	0.3	41.1
派遣労働者	100.0	75.9	71.7	22.7	49.0	4.2	24.1
臨時・日雇労働者	100.0	88.1	88.1	35.5	52.6	-	11.9
平成19年	100.0	86.9	85.6	36.4	49.2	1.3	12.1

また、定期健康診断を受けなかった主な理由は「健康診断が実施されなかった」(32.8%[19年調査28.5%])が最も多く、この理由を挙げる労働者は、パートタイム労働者で41.2%と多くなっている(第32表、第6図)。

第32表 定期健康診断を受診しなかった理由別労働者割合

区分	労働者計	定期健康診断を受けなかった主な理由									
		定期健康診断を受けていない	多忙であった	他のところで受診した	面倒であった	病気が見つかるのが不安だった	健康診断結果を会社に知られたくなかった	健康診断が実施されなかった	その他	不明	
平成24年 (年齢階級)	100.0	11.5	(100.0)	(12.3)	(27.1)	(5.9)	(1.7)	(0.2)	(32.8)	(19.9)	(-)
20歳未満	100.0	29.8	(100.0)	(11.6)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(51.2)	(36.8)	(-)
20～29歳	100.0	19.7	(100.0)	(14.4)	(10.8)	(8.9)	(-)	(0.2)	(42.3)	(23.5)	(-)
30～39歳	100.0	10.8	(100.0)	(10.3)	(31.2)	(9.7)	(0.5)	(-)	(30.1)	(18.2)	(-)
40～49歳	100.0	7.4	(100.0)	(17.8)	(27.1)	(1.0)	(7.8)	(0.9)	(25.6)	(19.8)	(-)
50～59歳	100.0	7.4	(100.0)	(9.2)	(45.5)	(3.0)	(2.1)	(0.1)	(19.3)	(20.7)	(-)
60歳以上	100.0	16.8	(100.0)	(7.1)	(45.6)	(0.4)	(0.4)	(-)	(35.7)	(10.9)	(-)
60～64歳	100.0	13.7	(100.0)	(12.1)	(58.2)	(0.8)	(-)	(-)	(18.9)	(10.0)	(-)
65歳以上	100.0	23.5	(100.0)	(0.9)	(30.1)	(-)	(0.8)	(-)	(56.3)	(12.0)	(-)
男性	100.0	7.6	(100.0)	(17.6)	(22.6)	(6.8)	(0.8)	(-)	(34.9)	(17.3)	(-)
女性	100.0	16.4	(100.0)	(9.2)	(29.8)	(5.4)	(2.2)	(0.4)	(31.6)	(21.4)	(-)
(就業形態)											
正社員	100.0	5.1	(100.0)	(23.5)	(24.3)	(6.5)	(1.1)	(0.3)	(19.4)	(24.9)	(-)
契約社員	100.0	7.3	(100.0)	(20.3)	(21.5)	(0.6)	(5.0)	(-)	(26.4)	(26.2)	(-)
パートタイム労働者	100.0	41.1	(100.0)	(5.7)	(29.9)	(6.5)	(1.8)	(0.2)	(41.2)	(14.6)	(-)
派遣労働者	100.0	24.1	(100.0)	(7.2)	(19.4)	(0.7)	(-)	(-)	(23.5)	(49.1)	(-)
臨時・日雇労働者	100.0	11.9	(100.0)	(13.4)	(15.0)	(-)	(-)	(-)	(67.4)	(4.2)	(-)
平成19年	100.0	12.1	(100.0)	(12.6)	(25.4)	(3.4)	(1.7)	(0.1)	(28.5)	(26.4)	(2.0)

### 第6図 定期健康診断を受けなかった主な理由



さらに、「所見ありと通知された」労働者のうち「要再検査又は要治療の指摘があった」労働者は75.0%で、「再検査又は治療を受けた」労働者は48.3%となっている(第33表)。

第33表 再検査又は治療の受診別労働者割合

区 分	所見ありと通知された労働者計		要再検査又は要治療の指摘があった		再検査又は治療を受けた		再検査又は治療を受けなかった		要再検査又は要治療の指摘はなかった	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成24年	[96.2]	100.0	75.0	75.0	48.3	48.3	26.7	26.7	25.0	25.0
(年齢階級)										
20歳未満	[3.6]	100.0 *	21.1 *	21.1 *	15.8 *	15.8 *	5.4 *	5.4 *	78.9 *	78.9 *
20～29歳	[14.6]	100.0	63.2	63.2	31.6	31.6	31.5	31.5	36.8	36.8
30～39歳	[27.1]	100.0	65.4	65.4	39.2	39.2	26.2	26.2	34.6	34.6
40～49歳	[45.3]	100.0	78.5	78.5	46.0	46.0	30.5	30.5	23.5	23.5
50～59歳	[54.3]	100.0	78.9	78.9	56.7	56.7	22.2	22.2	21.1	21.1
60歳以上	[47.3]	100.0	87.4	87.4	62.3	62.3	25.1	25.1	12.6	12.6
60～64歳	[50.1]	100.0	87.6	87.6	69.7	69.7	17.9	17.9	12.4	12.4
65歳以上	[41.5]	100.0	86.7	86.7	43.3	43.3	43.4	43.4	13.3	13.3
男性	[43.9]	100.0	77.1	77.1	47.3	47.3	29.7	29.7	22.9	22.9
女性	[26.6]	100.0	70.8	70.8	50.4	50.4	20.3	20.3	29.2	29.2
(就業形態)										
正社員	[40.0]	100.0	75.9	75.9	48.4	48.4	27.5	27.5	24.1	24.1
契約社員	[37.4]	100.0	69.0	69.0	50.9	50.9	18.1	18.1	31.0	31.0
パートタイム労働者	[20.1]	100.0	74.4	74.4	43.2	43.2	31.2	31.2	25.6	25.6
派遣労働者	[22.7]	100.0	73.5	73.5	57.9	57.9	15.6	15.6	28.5	28.5
臨時・日雇労働者	[35.5]	100.0	49.2	49.2	49.2	49.2	-	-	50.8	50.8
平成19年	[36.4]	100.0	76.4	76.4	46.8	46.8	29.6	29.6	23.0	23.0

注：[ ]は、全労働者のうち定期健康診断の結果「所見ありと通知された労働者」の割合である。

### 3 長時間労働者の面接指導等の実施状況

長時間労働者への医師による面接指導制度を知っている労働者の割合は33.2%[19年調査21.7%]で19年調査より上昇している(第34表)。

第34表 長時間労働者への医師による面接指導制度の認知別労働者割合

区 分	労働者計	長時間労働者への医師による面接指導制度の認知			不 明
		知っている	知らない	不明	
平成24年	100.0	33.2	66.5	0.4	
(事業所規模)					
5,000人以上	100.0	75.8	24.2	-	
1,000～4,999人	100.0	58.8	44.1	0.1	
500～999人	100.0	59.4	40.2	0.4	
300～499人	100.0	48.8	50.7	0.5	
100～299人	100.0	43.1	56.5	0.4	
50～99人	100.0	28.4	71.2	0.4	
30～49人	100.0	24.3	75.0	0.7	
10～29人	100.0	17.9	81.9	0.3	
(就業形態)					
正社員	100.0	37.6	62.0	0.4	
契約社員	100.0	35.2	64.8	0.1	
パートタイム労働者	100.0	14.9	84.7	0.4	
派遣労働者	100.0	18.4	81.6	-	
臨時・日雇労働者	100.0	8.4	91.6	-	
平成19年	100.0	21.7	77.2	1.1	

過去6か月間に医師による面接指導等を受けたことがある労働者の割合は5.5%となっている。

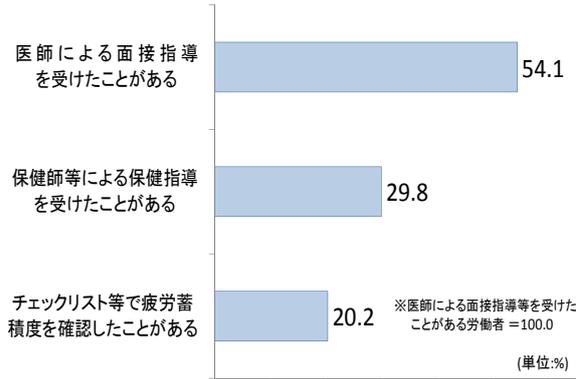
その内容(複数回答)は「医師による面接指導を受けたことがある」(3.0%)が最も多く、次いで「保健師等による保健指導を受けたことがある」(1.6%)、「チェックリストなどで疲労蓄積度を確認したことがある」(1.1%)となっている。

医師による面接指導等を受けたことがない理由は「疲労が蓄積するほどの長時間労働を行っていない」が84.4%、「長時間労働は行われているが、事業所で面接指導等が行われていない」が10.0%となっている。(第35表、第7、8図)

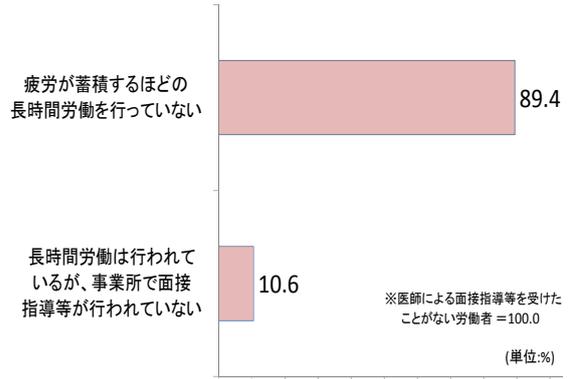
第35表 過去6か月間に医師による面接指導等を受けたことの有無及び面接指導等の内容別労働者割合

区 分	労働者計	面接指導等の内容(複数回答)						不明		
		面接指導等を受けたことがある	医師による面接指導を受けたことがある	保健師等による保健指導を受けたことがある	チェックリストなどで疲労蓄積度を確認したことがある	その他	面接指導等を受けたことがない			
平成24年	100.0	5.5 (100.0)	3.0 (54.1)	1.6 (29.8)	1.1 (20.2)	1.0 (18.3)	84.3 (100.0)	10.0 (10.6)	84.4 (89.4)	0.2
(年齢階級)										
20歳未満	100.0	1.5	1.5	-	-	-	98.5	12.6	86.0	-
20～29歳	100.0	2.7	1.7	0.3	0.8	0.4	97.1	14.7	82.4	0.3
30～39歳	100.0	4.8	2.2	1.2	1.0	1.3	95.1	10.0	85.1	0.1
40～49歳	100.0	6.5	3.7	2.1	1.1	1.0	93.0	8.6	84.5	0.4
50～59歳	100.0	6.4	3.5	2.4	1.3	0.6	93.6	7.7	86.0	0.0
60歳以上	100.0	9.0	4.9	2.9	1.7	2.3	91.0	8.9	82.1	-
60～64歳	100.0	9.9	4.8	1.5	2.1	2.8	90.1	6.8	83.3	-
65歳以上	100.0	7.1	5.1	5.8	0.8	1.2	92.9	13.3	79.6	-
男性	100.0	6.8	3.6	2.3	1.4	1.1	93.0	11.7	81.3	0.2
女性	100.0	3.8	2.2	0.8	0.7	0.9	96.0	7.8	88.2	0.2
(就業形態)										
正社員	100.0	5.6	3.0	1.9	1.3	0.8	94.2	11.4	82.8	0.2
契約社員	100.0	5.7	4.1	1.7	1.0	0.7	94.2	8.0	86.3	0.0
パートタイム労働者	100.0	4.3	1.9	0.4	0.2	2.1	95.4	5.5	89.9	0.3
派遣労働者	100.0	10.3	5.7	0.4	3.5	0.8	89.7	4.5	85.2	-
臨時・日雇労働者	100.0	0.4	0.3	0.1	-	-	99.6	1.1	98.5	-
平成19年	100.0	6.3	3.3	1.8	1.3	0.9	93.5	14.3	79.3	0.2

第7図 面接指導等の内容（複数回答）



第8図 面接指導等を受けたことがない理由



医師による面接指導等における実施内容（複数回答）は「生活指導」（50.0%）が最も多く、次いで「疲労蓄積状況の確認」（31.9%）、「ストレス蓄積状況の確認」（31.9%）、「栄養指導」（26.6%）となっている（第36表）。

第36表 医師による面接指導等における実施内容別労働者割合

区分	実施内容（複数回答）							
	面接指導等を受けたことがある労働者計	疲労蓄積状況の確認	ストレス状況の確認	生活指導	栄養指導	の医療機関へ	その他	
平成24年	[5.5]	100.0	31.9	31.9	50.0	26.6	13.9	14.8
(事業所規模)								
5,000人以上	[4.8]	100.0*	94.4*	97.2*	8.4*	2.8*	2.8*	2.8*
1,000～4,999人	[6.0]	100.0	47.1	41.4	33.2	33.6	5.6	25.3
500～999人	[6.9]	100.0	40.7	52.4	37.7	20.6	14.0	14.5
300～499人	[9.4]	100.0	53.1	48.8	53.8	30.8	13.3	3.1
100～299人	[6.2]	100.0	35.9	33.2	53.7	22.9	19.6	7.8
50～99人	[6.3]	100.0	18.0	14.8	46.8	23.6	10.9	35.9
30～49人	[4.5]	100.0	47.9	33.3	59.3	28.1	30.4	10.5
10～29人	[4.0]	100.0	10.5	21.2	54.5	30.7	7.2	10.9
(就業形態)								
正社員	[5.6]	100.0	36.7	37.1	51.4	28.0	10.9	13.2
契約社員	[5.7]	100.0	42.9	21.3	64.2	37.2	30.5	6.6
パートタイム労働者	[4.3]	100.0	4.1	13.9	40.6	17.7	11.9	22.0
派遣労働者	[10.3]	100.0	1.8	15.5	14.5	1.7	39.7	43.1
臨時・日雇労働者	[0.4]	100.0*	78.7*	78.7*	78.7*	21.3*	-*	-*

注：[ ] は、全労働者のうち「面接指導等を受けたことがある労働者」の割合である。

医師による面接指導等を受けた後に何らかの改善措置（※39）（複数回答）があった労働者の割合は45.3%となっており、その措置の内容は、「就業場所の変更」（26.1%）が最も多く、次いで「時間外労働の制限」（17.6%）、「深夜業の回数の変更」（2.8%）となっている（第37表）。

第37表 医師による面接指導等後の改善措置の内容別労働者割合

区分	改善措置の内容（複数回答）													
	面接指導等を受けたことがある労働者計	何らかの改善措置が講じられた	時間外労働の制限	就業場所の変更	仕事内容の変更	作業の転換	労働時間の短縮	深夜業の回数の変更	深夜業の回数の減少	その他	講じられなかった	不明		
平成24年	[5.5]	100.0	45.3	(100.0)	(17.6)	(26.1)	(1.7)	...	...	(2.8)	...	(56.4)	54.7	-
(事業所規模)														
5,000人以上	[4.8]	100.0*	8.4*	(100.0)*	(-)*	(33.3)*	(-)*	...	...	(-)*	...	(66.7)*	91.6*	-*
1,000～4,999人	[6.0]	100.0	38.7	(100.0)	(1.5)	(31.6)	(4.6)	...	...	(2.9)	...	(62.8)	61.3	-
500～999人	[6.9]	100.0	45.3	(100.0)	(2.1)	(45.6)	(-)	...	...	(-)	...	(55.1)	54.7	-
300～499人	[9.4]	100.0	52.4	(100.0)	(14.6)	(45.6)	(-)	...	...	(-)	...	(54.0)	47.6	-
100～299人	[6.2]	100.0	43.1	(100.0)	(3.6)	(30.2)	(1.0)	...	...	(11.5)	...	(54.8)	56.9	-
50～99人	[6.3]	100.0	38.7	(100.0)	(1.9)	(12.4)	(1.3)	...	...	(0.8)	...	(83.7)	61.3	-
30～49人	[4.5]	100.0	46.2	(100.0)	(3.5)	(38.0)	(3.5)	...	...	(-)	...	(62.0)	53.8	-
10～29人	[4.0]	100.0	52.7	(100.0)	(51.6)	(10.1)	(2.3)	...	...	(-)	...	(41.3)	47.3	-
(就業形態)														
正社員	[5.6]	100.0	40.8	(100.0)	(5.1)	(32.0)	(2.5)	...	...	(0.5)	...	(65.9)	59.2	-
契約社員	[5.7]	100.0	42.5	(100.0)	(5.8)	(36.9)	(-)	...	...	(-)	...	(63.1)	57.5	-
パートタイム労働者	[4.3]	100.0	76.9	(100.0)	(63.3)	(6.7)	(-)	...	...	(-)	...	(30.3)	23.1	-
派遣労働者	[10.3]	100.0	33.9	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*	...	...	(92.7)*	...	(7.3)*	66.1	-
臨時・日雇労働者	[0.4]	100.0*	-*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	...	...	(-)*	...	(-)*	100.0*	-*
平成19年	[6.3]	100.0	40.0	(100.0)	...	(3.4)	...	(9.6)	(27.7)	...	(4.7)	(61.1)	54.1	5.9

注：1) [ ] は、全労働者のうち「面接指導等を受けたことがある労働者」の割合である。  
2) 改善措置の内容は、平成19年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。

#### 4 受動喫煙防止対策に関する事項

##### (1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は26.9%[23年調査30.6%]となっている(第38表)。

第38表 職場での喫煙の有無別労働者割合

区分	(単位:%)			
	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成24年	100.0	26.9	73.0	0.1
20歳未満	100.0	4.8	95.2	-
20～29歳	100.0	28.5	71.3	0.2
30～39歳	100.0	32.1	67.8	0.1
40～49歳	100.0	26.1	73.9	0.0
50～59歳	100.0	22.9	77.0	0.1
60歳以上	100.0	19.3	80.4	0.3
60～64歳	100.0	21.6	78.0	0.4
65歳以上	100.0	14.4	85.6	0.1
男性	100.0	39.0	60.8	0.1
女性	100.0	11.8	88.2	0.1
(就業形態)				
正社員	100.0	29.5	70.4	0.1
契約社員	100.0	21.3	78.6	0.1
パートタイム労働者	100.0	19.5	80.4	0.0
派遣労働者	100.0	18.1	81.9	-
臨時・日雇労働者	100.0	25.4	74.6	-
平成23年	100.0	30.6	69.4	0.1

##### (2)受動喫煙による不快や対策への意識

職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」(23.2%)[19年調査32.8%]、「ときどきある」(28.6%)[同32.3%]をあわせて51.8%[同65.0%]で19年調査より低下しており、喫煙者では78.3%、非喫煙者では42.1%となっている(第39表、第9図)。

第39表 受動喫煙の有無別労働者割合

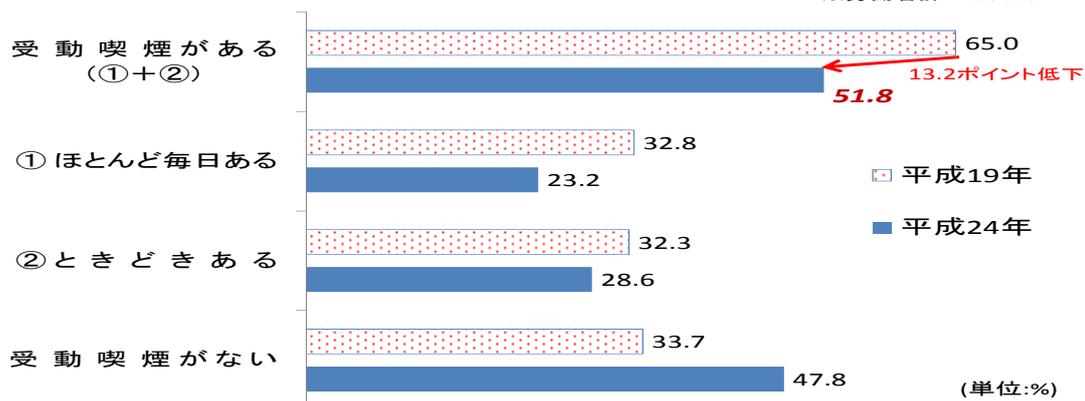
区分	労働者計		職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)があるか					
			ある	ほとんど毎日ある		ときどきある	ない	不明
				ほとんど毎日ある	ときどきある			
平成24年	[100.0]	100.0	51.8	23.2	28.6	47.8	0.4	
喫煙者	[26.9]	100.0	78.3	55.3	23.0	21.1	0.6	
非喫煙者	[73.0]	100.0	42.1	11.4	30.7	57.6	0.2	
男性		100.0	60.2	29.1	31.1	39.3	0.5	
女性		100.0	41.4	15.8	25.6	58.3	0.3	
平成19年	[100.0]	100.0	65.0	32.8	32.3	33.7	1.3	

注：1) [ ] は、全労働者のうち、喫煙者・非喫煙者の労働者の割合であり、その計には、喫煙・非喫煙が不明の者も含まれる。

2) 非喫煙者には、職場以外でたばこを吸う者も含まれる。

第9図 受動喫煙の有無

※労働者計 = 100.0



職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「ある」とする労働者の割合は27.1%[19年調査30.7%]となっている。

これを非喫煙者についてみると、「ある」は31.4%となっている。(第40表)

第40表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合 (単位：%)

区分	労働者計		職場での喫煙に関して不快に感じること、 体調が悪くなることの有無				
			ある	よくある	たまにある	ない	不明
平成24年	[100.0]	100.0	27.1	7.0	20.1	72.4	0.5
喫煙者	[26.9]	100.0	15.3	2.4	12.9	84.4	0.3
非喫煙者	[73.0]	100.0	31.4	8.6	22.8	68.1	0.5
男性		100.0	23.9	6.4	17.6	75.5	0.6
女性		100.0	31.0	7.7	23.3	68.6	0.4
平成19年	[100.0]	100.0	30.7	8.3	22.4	68.0	1.3

注：1) [ ] は、全労働者のうち、喫煙者・非喫煙者の労働者の割合であり、その計には、喫煙・非喫煙が不明の者も含まれる。

2) 非喫煙者には、職場以外でたばこを吸う者も含まれる。

### (3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)は、「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙とすること」(35.4%)が最も多く、次いで「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置すること」(24.7%)となっている(第41表)。

第41表 職場における受動喫煙防止対策として望む内容別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)																			
		敷地内を禁煙とする	就業場所の内部に閉鎖された喫煙室を設け、それ以外は禁煙とすること	就業場所の内部に閉鎖された喫煙室を設け、それ以外は禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	就業場所では喫煙できない禁煙とすること	就業場所では喫煙できない禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	その他	不明											
平成24年	[100.0]	100.0	22.5	21.3	35.4	16.8	...	4.8	4.4	20.4	24.7	...	4.8	3.5	9.5	3.1	2.5	6.7	...	15.4	
男性		100.0	21.4	17.3	35.3	17.3	...	5.0	3.8	20.3	22.4	...	4.6	3.4	8.9	2.7	2.0	7.1	...	17.2	
女性		100.0	23.8	26.3	35.5	16.1	...	4.5	5.2	20.6	27.6	...	5.1	3.5	10.4	3.6	3.1	6.3	...	13.2	
(受動喫煙の有無)																					
ほとんど毎日ある	[23.2]	100.0	14.2	17.3	36.1	23.8	...	8.1	6.9	26.8	32.8	...	4.6	4.2	8.3	3.7	3.4	9.5	...	19.5	
ときどきある	[28.6]	100.0	24.2	24.6	37.8	18.3	...	3.8	4.5	23.7	26.1	...	5.5	3.4	9.3	2.8	2.6	7.4	...	10.5	
ない	[47.8]	100.0	25.6	21.2	33.8	12.5	...	3.7	3.3	15.5	20.0	...	4.6	3.2	10.4	3.0	2.0	5.1	...	16.1	
不明	[0.4]	100.0	11.1	22.1	19.3	9.4	...	6.1	-	7.9	12.6	...	-	-	-	-	-	-	...	53.7	
平成23年	[100.0]	100.0	25.7	...	49.8	29.8	...	18.4	5.3	29.1	28.1	...	6.0	5.3	11.1	3.1	2.5	5.4	...	4.5	
平成19年	[100.0]	100.0	24.0	...	...	...	54.1	...	...	...	...	35.3	3.7	4.7	8.1	2.0	1.3	...	9.2	7.8	

注：1) [ ] は、全労働者のうち「受動喫煙の有無」別の労働者の割合である。

2) 「不明」については、平成19年には「対策として望むことなし又は不明」と表記していたが、未記入を表すものであることから、今回「不明」に変更した。